

令和 7 年度（2025 年度）

熊本市の消費者行政

熊本市消費者センター

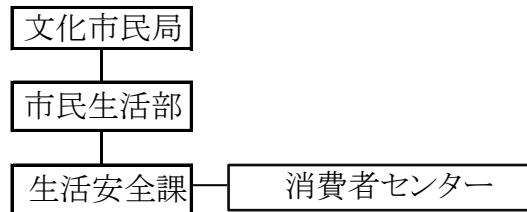
目 次

I.	消費者センターの概要	
1.	組織及び事務分掌	1
2.	消費者行政事業予算	1
3.	沿革	2
II.	令和6年度（2024年度）事業概要	
1.	相談	6
2.	啓発	7
3.	情報提供	14
4.	消費者団体の育成・支援	21
5.	消費者行政の推進体制	22
6.	事業者への行政指導等	23
III.	令和6年度（2024年度）消費生活相談	
1.	相談件数	27
2.	相談方法	28
3.	相談者（契約当事者）の属性	28
4.	相談内容	30
5.	熊本地震関連の相談について	42
参考資料		
消費者基本法		47
熊本市消費生活条例		53
熊本市消費者センター条例		58
熊本市消費者センター事務分掌規則		60
熊本市消費者行政推進委員会設置要綱		61
熊本市消費者行政推進庁内連絡会設置要綱		63
熊本市消費者安全確保地域協議会の開催に関する要綱		65

I. 消費者センターの概要

1. 組織及び事務分掌

令和7年(2025年)4月1日現在



所長 (消費者センター班)	1人
技術主幹兼主査	1人
参事	1人
主任主事	1人
主事	1人
相談員(会計年度任用職員)	7人
消費者教育コーディネーター (会計年度任用職員)	1人

- (1) 消費者の保護及び消費者団体の育成に関すること
- (2) 消費生活に係る相談及び指導に関すること
- (3) 消費生活に係る情報の収集及び提供に関すること
- (4) 消費生活に係る啓発に関すること

2. 消費者行政事業予算

(令和7年度)

事業名	予算額 (単位:千円)	消費生活の安定と向上
・消費者の利益の擁護 (一般管理経費)	29,552	消費者センターの維持管理
・情報の収集・提供 (一般管理経費)	592	各種会議・研修会への参加
・消費者意識の高揚 (啓発経費)	3,843	消費者教育 啓発事業
・消費者の組織化と活動推進 (啓発経費)	216	消費者団体連絡会助成
・消費者教育の推進 (消費者教育推進経費)	3,776	消費者教育コーディネーター
・相談体制設備 (消費生活相談新システム導入経費) (カスタマーハラスメント対策関連経費)	2,650 350	システム導入 カスタマーハラスメント対策機器導入
計	40,979	

3. 沿革

年月日	事項
S. 41 41 44 45. 4. 45. 4. 45 45 46.10. 47. 4.	商工課商業係に消費者行政の窓口設置 消費生活相談受付開始 第1回消費生活展開催 消費生活定期講座開講 消費生活モニター制度設置 移動消費生活相談開設 消費者行政連絡協議会設置、庁内関係部課との連絡調整を図る 商工課に消費者行政係を設置 消費生活相談員を委嘱 消費生活相談窓口を市民相談課内に設置 小学生向け啓発資料「かしこい消費」創刊
48.10. 49. 2.15 49. 3. 49. 4.12 49. 4.18 52. 9. 6 53 56. 3.15 57. 1.11 60. 4 61 62. 4. 1 62. 8.	熊本市民生活安定物資対策会議設置 消費生活巡回車「くらしのうるおい号」活動開始 消費生活指導員を設置 熊本市生活関連物資価格調査員設置 熊本市消費者団体連絡会発足 フードウイーク事業開催 「消費者センター」を産業文化会館4階に設置 熊本市野菜消費地域指定促進消費者協議会設置 「消費生活定期講座」を「春季、秋季消費者セミナー」に改称 地域消費生活講座を各市民センターと共に催 企画広報部婦人生活課に移管 消費者センターを本庁舎1階に移転 啓発ビデオを市内高校30校に配布
H. 2. 4. 7 2.11.21 3. 1.25 3. 2.28 3. 4. 1 4. 5.28 4.10. 1 4.11.28 5. 4. 1 5.10.10 5.10. 6. 5.30 7. 7. 8.10. 7 9. 4. 1 10. 4. 1 10. 5.29 10. 6. 3 10. 7. 1 10.10. 10.10.22 11. 2. 11. 4. 1	消費者センターを総合女性センター2階に移転 消費者団体連絡会主催による“包装(過剰包装)についての懇談会”開催 湾岸戦争に伴い臨時価格調査を実施(3回実施) “消費者センター設立10周年記念講演会”を開催 貯蓄重点市町村の指定を受ける 「消費生活展」を「消費者フェア」と改称し開催 消費生活通信講座開講 消費者団体連絡会主催による“ストップ・ザ・過剰包装”街頭キャンペーン実施(以降毎年実施) 女性政策課に課名を変更 高校文化祭に消費者センターコーナー出展 (H6市立商業高校、H7市立高校) 第1回「消費生活実態調査」実施 消費者月間記念事業「くらしいきいき消費者フェスタ」開催(県と共に催) 「小中学生親子消費者教室」実施 「九州都市消費者行政連絡会」熊本市開催 熊本市くらしのモニター設置(改称 熊本市生活関連物資価格調査) 男女共生推進課に課名を変更 熊本市消費者団体連絡会発足20周年記念講演会開催 熊本市消費者団体連絡会「熊本県環境賞」を受賞 「消費生活相談支援システム」導入 第2回「消費生活実態調査」実施 第31回「全国中堅都市消費者行政協議会」熊本市開催 中学生向け啓発ビデオ「きみはだいじょうぶ」を制作 生活安全課消費者センターに組織改編 産業文化会館5階に分室設置(2ヶ所体制)

年月日	事項
11. 5.29	第30回記念消費者フェア開催(～30日)
12. 1.13	若者消費者110番実施(～15日)
12. 1.13	小学校低学年向け啓発ビデオ「お使いじょうずにできるかな」を市内全小学校へ配布
12. 4. 1	消費者センター本部を産業文化会館5階に統合移転
12.10.28	第31回記念消費者フェア開催(～29日)
12.12.	中学生向け啓発ビデオ「きみはだいじょうぶpart2」を制作
13. 3.	来訪者向けパソコン設置
13. 5.30	消費者センター20周年記念講演会開催(熊本市消費者団体連絡会と共に)
13.11.19	生活大学移動セミナー開催(～22日)(国民生活センター・県と共に)
14. 1.10	若者消費者110番実施(～12日)
14. 2. 1	PIO-NET導入し、全国の消費生活センターとのオンライン化
14. 5. 9	弁護士による消費生活法律相談開設
15. 2.27	省エネルギー月間記念講演会開催(熊本市消費者団体連絡会と共に)
15. 5.30	消費者月間記念講演会開催(県と共に)
15.10.	第3回「消費生活実態調査」実施
15.10.16	第30回「九州都市消費者行政連絡会」熊本市開催(～17日)
16. 1.	小学生向け啓発資料(クリアフォルダー)を市内全小学校へ配布
16. 1.21	若者消費者110番実施(～23日)
16. 2.23	省エネルギー月間記念講演会開催(熊本市消費者団体連絡会と共に)
16. 5.18	消費者月間記念講演会開催(熊本市消費者団体連絡会と共に)
17. 1.19	若者消費者110番実施(～21日)
17. 2.24	省エネルギー月間記念講演会開催(熊本市消費者団体連絡会と共に)
17. 3.	中学生向け啓発資料を市内全中学校へ配布
17. 5. 2	PIO-NETによる消費生活相談カード即時入力開始
17. 5.20	消費者月間記念講演会開催(熊本市消費者団体連絡会と共に)
17.11.	市内3大学の学園祭へ参加
17.11.17	崇城大学への消費者センタープロモーションDVD等作成委託に関する記者発表
18. 1.18	若者消費者110番実施(～20日)
18. 2	小学生向け啓発資料(クリアファイル)を市内全小学校へ配布
18. 2.25	省エネルギー月間記念行事「マイバッグでNOレジ袋」シンポジウム開催(熊本市消費者団体連絡会と共に)
18.5.23	消費者月間記念講演会開催(熊本市消費者団体連絡会と共に)
18.10・11	市内2大学の学園祭へ参加(啓発)
19.1.16	若者消費者110番実施(～18日)
19. 2	中学生向け啓発資料を市内全中学校へ配布
19. 2.24	省エネルギー月間記念講演会開催(熊本市消費者団体連絡会と共に)
19.5.18	消費者月間記念講演会開催(熊本市消費者団体連絡会と共に)
19.10.	市内2大学の学園祭へ参加(～11月)
20.1.22	若者消費者110番実施(～24日)
20.2	小学生向け啓発資料(ファイル・鉛筆)を市内全小学校へ配布
20.2.26	省エネルギー月間記念講演会開催(熊本市消費者団体連絡会と共に)
20.4.	司法書士による多重債務相談を開始(市民相談室より移管)
20.5.27	消費者月間記念講演会開催(熊本市消費者団体連絡会と共に)
20.10.	市内2大学の学園祭へ参加(～11月)
21.1.21	若者消費者110番実施(～23日)
21.2.	中学生向け啓発資料を市内全中学校へ配布
21.2.18	省エネルギー月間記念講演会開催(熊本市消費者団体連絡会と共に)
21.3.30	花畠町別館へ移転
21.5.26	消費者月間記念講演会開催(熊本市消費者団体連絡会と共に)
21.9.1	消費者庁発足
21.10.	市内2大学の学園祭へ参加(～11月)
22.1.20	若者消費者110番実施(～22日)

年月日	事項
22.1.	小学生向け啓発資料(下敷き)を市内全小学校へ配布
22.2.23	省エネルギー月間記念講演会開催(熊本市消費者団体連絡会と共に)
22.3.	高校生が出演する若者向け啓発DVDを作成し、市内全高校に配布
22.5.19	消費者月間記念講演会開催(熊本市消費者団体連絡会及び熊本県と共に)
22.10.	市内2大学の学園祭へ参加(～11月)
23.1.19	若者消費者110番実施(～21日)
23.2.21	エコライフ講演会開催(熊本市消費者団体連絡会と共に)
23.3.	中学生啓発資料(若者向け啓発DVD:21年度活性化事業で高校生用に作成)を市内全中学校へ配布
23.5.16	消費者月間記念講演会開催(熊本市消費者団体連絡会及び熊本県と共に)
23.10.	市内2大学の学園祭へ参加(～11月)
24.1.18	若者消費者110番実施(～20日)
24.2	小学生向け啓発資料(ポスター)を市内全小学校へ配布
24.2.22	エコライフ講演会開催(熊本市消費者団体連絡会と共に)
24.3.22	熊本市消費生活条例制定
24.4.1	農水商工局商工振興課消費者センターに組織改編、及び市役所別館(駐輪場5階)へ移転
24.5.29	消費者月間記念講演会開催(熊本市消費者団体連絡会及び熊本県と共に)
24.6.1	熊本市消費生活条例施行
24.7.	中学生向け啓発資料(ポスター)を市内全中学校へ配布
24.10.	市内3大学の学園祭へ参加(～11月)
25.1.23	若者消費者110番実施(～25日)
25.2.27	エコライフ講演会開催(熊本市消費者団体連絡会と共に)
25.5.14	消費者月間記念講演会開催(熊本市消費者団体連絡会と共に)
25.11.	市内2大学の学園祭へ参加
26.1.22	若者消費者110番実施(～24日)
26.2.6	エコライフ講演会開催(熊本市消費者団体連絡会と共に)
26.3	小学生向け啓発資料(ポスター)を市内全小学校へ配布
26.3	熊本市消費者行政推進計画策定
26.5.21	消費者月間記念講演会開催(熊本市消費者団体連絡会と共に)
26.10.31	市内2大学の学園祭へ参加(～11月)
27.1.21	若者消費者110番実施(～23日)
27.2.24	エコライフ講演会開催(熊本市消費者団体連絡会と共に)
27.2	中学生向け啓発資料(ポスター)を市内全小学校へ配布
27.5.28	消費者月間記念講演会開催(熊本市消費者団体連絡会と共に)
27.11.14	市内1大学の学園祭へ参加
28.1～2	熊本市消費生活地域見守りサポーター養成講座開催
28.1.27	若者消費者110番実施(～29日)
28.1.30	消費者フェア開催(熊本市消費者団体連絡会と共に)
28.2	小学生,中学生向け啓発資料(ポスター)を市内全小中学校へ配布
28.3.2	エコライフ講演会開催(熊本市消費者団体連絡会と共に)
28.4	熊本市消費者センターライフ条例施行
28.4	市民局市民生活部生活安全課消費者センターに組織改編
28.10.14	消費者講演会開催(熊本市消費者団体連絡会と共に)
28.11	小学生,中学生向け啓発資料(ポスター)を市内全小中学校へ配布
28.11.9	九州・沖縄ブロック消費者行政合同会議(熊本市開催)
28.11.12	市内1大学の学園祭へ参加(～13日)
28.11.20	TIフェスティバルへ参加
28.12～	熊本市消費生活地域見守りサポーター養成講座開催(～H29. 2月)
29.1.14	消費者フェア開催(熊本市消費者団体連絡会と共に)
29.1.19	若者消費者110番実施(～21日)
29.3	熊本市消費者教育推進計画策定
29.9.29	消費者講演会開催(熊本市消費者団体連絡会と共に)
29.10～	熊本市消費生活地域見守りサポーター養成講座開催(～H29. 12月)

年月日	事 項
29.10.31	食品表示制度説明会開催(熊本県と共に)※H29.11.29にも開催
29.11.3	市内2大学の学園祭へ参加(～4日)
29.11.21	九州ブロック相談事例研究会(熊本市開催)
29.12	小学生、中学生向け啓発資料(ポスター)を市内全小中学校へ配布
30.1.17	若者消費者110番実施(～19日)
30.9.8	消費者講演会開催(熊本市消費者団体連絡会と共に)
30.10.24	熊本市消費生活地域見守りサポートー養成講座開催(～31日)
30.11.17	市内1大学の学園祭へ参加(～18日)
31.1.24	若者消費者110番実施(～25日)
R. 31.3	第2次熊本市消費者行政推進計画策定
1.10.3	消費者講演会開催(熊本市消費者団体連絡会と共に)
1.10.12	千原台高等学校フェスティバル参加
1.11.26	熊本市消費生活地域見守りサポートー養成講座開催(～28日)
2.1.9	若者消費者110番実施(～10日)
2.2.13	業種別食品表示講習会開催(熊本県と共に)
2.4.17	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため来所相談を中止し、電話相談のみとした(～6月11日)
2.8.3	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため来所相談を中止し、電話相談のみとした(～9月29日)
2.12.15	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため来所相談を中止し、電話相談のみとした(～2月18日)
3.1.7	若者消費者110番実施(～8日)
3.3.27	消費者講演会開催(熊本市消費者団体連絡会と共に)
3.5.6	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため来所相談を中止し、電話相談のみとした(～6月28日)
3.7.5	加工食品の新たな原料原産地表示制度説明会開催(九州農政局、熊本県と共に)(～7日)
3.7.29	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため来所相談を中止し、電話相談のみとした(～10月10日)
3.8.23	高校生消費者啓発ポスターコンテスト実施(作品募集期間～9月17日)
3.10.23	消費者講演会開催(熊本市消費者団体連絡会と共に)
3.11.29	熊本市消費生活地域見守りサポートー養成講座開催(～30日)
4.1.13	若者消費者110番実施(～14日)
4.1.24	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため来所相談を中止し、電話相談のみとした(～3月21日)
4.2.9	高校生消費者啓発ポスターコンテスト表彰式開催
4.3	第3次熊本市消費者行政推進計画策定
4.4.1	成年年齢引き下げ施行
4.4.1	消費者教育コーディネーター配置(1名)
4.8.22	高校生消費者啓発ポスターコンテスト実施(作品募集期間～9月16日)
4.10.22	消費者講演会開催(熊本市消費者団体連絡会と共に)
4.12.13	熊本市消費生活地域見守りサポートー養成講座開催(～14日)
5.1.12	若者消費者110番実施(～13日)
5.2.6	高校生消費者啓発ポスターコンテスト表彰式開催
5.3.27	熊本市消費者安全確保地域協議会設置
5.8.21	高校生消費者啓発ポスターコンテスト実施(作品募集期間～10月16日)
5.10.12	消費者講演会開催(熊本市消費者団体連絡会と共に)
5.11.29	熊本市消費生活地域見守りサポートー養成講座(一般向け)開催
6.1.11	若者消費者110番実施(～12日)
6.1.23	熊本市消費生活地域見守りサポートー養成講座(企業版)開催
6.2.2	高校生消費者啓発ポスターコンテスト表彰式開催
6.4.1	熊本市中学生・高校生消費者啓発標語募集(通年)
6.9.18	熊本市消費生活地域見守りサポートー養成講座開催(～19日)
6.10.30	消費者講演会開催(熊本市消費者団体連絡会と共に)
6.10.31	標語選考(作品募集期間4月～9月)
7.1.15	熊本市立必由館高等学校生活デザインコースとの連携事業実施
7.1	若者消費者110番(17日、24日)

II. 令和6年度(2024年度)事業概要

1. 相談

(1) 消費生活相談

○相談時間（電話・来訪） 月～金曜 9時～17時

（祝日・年末年始は除く）

○相談件数 新規 5,213件 繼続 1,229件

※相談内容等詳細は、27～44ページ

(2) 消費生活法律相談（弁護士）

○毎月 第2・第4金曜（14:00～16:00）

○相談件数 67件

(3) 多重債務相談（司法書士）

○毎月 第3金曜（13:00～16:00）

○相談件数 19件

(4) 出張相談（消費生活相談員）

○毎週 月曜日～木曜日（13:00～16:00）

○総相談件数 1件

北区役所（月曜日） 0件 西区役所（火曜日） 0件

南区役所（水曜日） 0件 東区役所（木曜日） 1件



2. 啓発

(1) 消費者セミナー

市民を対象に、消費生活に関する基礎的な知識を取得し、「自立した主体性のある消費者」の育成を目的に開催。 ○受講生 のべ 82 人

場所：日本銀行熊本支店

期日	テーマ	講師	人数
7月25日 26日	夏休み親子で学ぶ金融教育セミナー	日本銀行熊本支店行員	37

場所：株式会社熊本地方卸売市場

期日	テーマ	講師	人数
8月8日	夏休み親子で学ぶ食育セミナー	株式会社熊本地方卸売市場職員	32

場所：ウェルパルくまもと

期日	テーマ	講師	人数
1月21日	将来に向けて知っておきたいお金の話	金融経済教育推進機構（J-FLEC）職員	13

(2) 熊本市消費生活地域見守りサポーター養成講座

消費者トラブルの多様化、複雑化、特に高齢者の消費者トラブルの深刻化を受け、消費者センターと地域住民のパイプ役を果たすとともに、地域の見守り体制の担い手として市民から初歩的な消費生活相談を受けたり、必要な情報提供を行うことなどを目的に、「消費生活地域見守りサポーター」を育成し、消費者被害の未然防止及び拡大防止を図る。 ○受講生 55 人

場所：熊本市教育センター

期日	テーマ	講師	人数
9月18日 19日	消費者詐欺の手口と警察の取り組み 高齢者の消費者トラブル相談事例と効果的な支援方法	(熊本県警察より出向) 文化市民局市民生活部 首席審議員 高橋 淳 氏 熊本市消費生活相談員	市民 55

(3) 消費生活出前講座

地域住民に対する情報提供、消費者学習の啓発活動を効果的に推進するため、講師を派遣し、出前講座を開催。

○開催回数 137 回

○受講生 のべ 6,103 人

講座名	実施件数 (件)	参加者総数 (人)	利用団体内訳
悪質商法に遭わないために	67	2,685	・自治会 4 件 ・老人会 23 件 ・学校 28 件 ・職場関係 1 件 ・その他 11 件
インターネット・携帯電話のトラブルから身を守るために	38	1,828	・自治会 4 件 ・老人会 2 件 ・学校 22 件 ・婦人会 1 件 ・P T A 3 件 ・職場関係 1 件 ・その他 5 件
エシカル消費ってなあに？	5	441	・学校 4 件 ・自治会 1 件
高めよう！地域の「見守り力」	3	53	・自治会 1 件 ・その他 2 件
かしこい消費者になるために (小学生向け)	10	525	・学校 9 件 ・こども会 1 件
成年年齢になるまでに (中学生向け)	4	126	・学校 4 件
その他	10	445	・学校 6 件 ・P T A 1 件 ・職場 2 件 ・その他 1 件

(4) 若者への啓発

○小学生への消費者教育

【1】 出前講座を実施 <12校 受講者数：1,623人>

講師：N P O 法人 熊本消費者協会

	参加者	日 時	テマ
北部東小学校	5・6年生	令和6年5月1日（水）	「インターネット・携帯電話のトラブルから身を守るために」
力合小学校	5年生と保護者	令和6年6月27日（木）	「インターネット・携帯電話のトラブルから身を守るために」
西原小学校	5年生	令和6年7月9日（火）	「かしこい消費者になるために」 （お金の使い方について）
白川小学校	6年生	令和6年7月12日（金）	「インターネット・携帯電話のトラブルから身を守るために」
一新小学校	6年生	令和6年7月12日（金）	「かしこい消費者になるために」
城東小学校	3年生・4年生 5年生・6年生	令和6年7月18日（木）	「インターネット・携帯電話のトラブルから身を守るために」
大江小学校	5年生	令和6年9月3日（火）	「かしこい消費者になるために」
西原小学校	6年生	令和6年9月6日（金）	「インターネット・携帯電話のトラブルから身を守るために」
秋津小学校	5年生	令和6年10月1日（火）	「インターネット・携帯電話のトラブルから身を守るために」 「かしこい消費者になるために」
託麻西小学校	4年生	令和6年11月1日（金）	「インターネット・携帯電話のトラブルから身を守るために」
出水南小学校	新1年生保護者	令和6年11月6日（水）	「インターネット・携帯電話のトラブルから身を守るために」
川上小学校	5年生	令和6年12月13日（金）	「インターネット・携帯電話のトラブルから身を守るために」
画図小学校	6年生	令和7年1月15日（水）	「かしこい消費者になるために」

○中学生への消費者教育

【1】市内の全ての中学校3年生(7,128人)を対象に、リーフレット「みんなで学ぼう消費者のこと」を配付した。

【2】出前講座を実施 <7校 受講者数:1,776人>

講師: NPO法人 熊本消費者協会、消費者センター

	参加者	日 時	テーマ
北部中学校	全学年	令和6年7月2日(火)	「悪質商法に遭わないために」「インターネット・携帯電話のトラブルから身を守るために」
桜山中学校	3年生	令和7年1月14日(火)	「悪質商法に遭わないために」
藤園中学校	3年生	令和7年1月17日(金)	「エシカル消費ってなあに?」
楠中学校	3年生	令和7年1月17日(金)	「成年年齢になるまでに」
帶山中学校	3年生	令和7年2月6日(木)	「エシカル消費ってなあに?」「成年年齢になるまでに」
二岡中学校	3年生	令和7年2月17日(月)	「悪質商法に遭わないために」「インターネット・携帯電話のトラブルから身を守るために」「成年年齢になるまでに」「クレジットカード」
出水中学校	1年生	令和7年3月21日(金)	「インターネット・携帯電話のトラブルから身を守るために」

○高校生への消費者教育

【1】成年年齢を迎える高校生が自ら消費者問題について考え、自立した消費者となるよう、出前講座を実施した。 <5校 受講者数:359人>

講師: NPO法人 熊本消費者協会、消費者センター

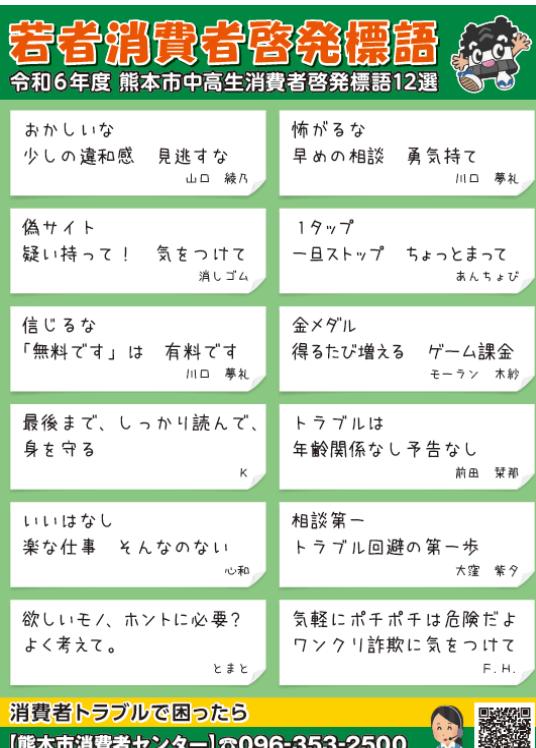
	参加者	日 時	テーマ
ヒューマンキャノン バス高校熊本学習 センター	全学年	令和6年8月23日(金)	「悪質商法に遭わないために」「インターネット・携帯電話のトラブルから身を守るために」

星槎国際高等学校	全学年	令和6年11月14日(木)	「悪質商法に遭わないために」「エシカル消費ってなあに?」
熊本市立必由館高等学校	1年生	令和7年1月15日(水)	「悪質商法に遭わないために」「高めよう!地域の「見守り力」」
熊本信愛女学院高等学校	3年生	令和7年1月16日(木)	「悪質商法に遭わないために」
熊本市立千原台高等学校	3年生	令和7年2月12日(水)	「新たに成年となる若年者に対する消費者教育」

【2】成年年齢引き下げにより若者を狙った消費者トラブルの増加が懸念され、消費者としての意識や知識を若い頃から身につけ、消費者被害を未然に防ぐことが一層重要となる。若者への消費者啓発の一環として実施している、出前講座の受講直後のアンケートにより受講内容の振り返りと知識の定着を図り、また、中学生及び高校生の感覚をもって、消費者啓発やトラブルに遭わないための注意を呼びかける標語を募集した。

- ・作品募集期間 通年
- ・啓発使用作品はポスター化し、令和7年度（2025年度）消費者月間（5月）に市関係部署（本庁舎・区役所・総合出張所・出張所など）に掲示し、市政だよりやホームページ、LINE等で、啓発記事及び出前講座募集と併せて発信。

〈若者消費者啓発標語ポスター〉



〈消費者月間ロビー展示の様子〉



○専門学校生・大学生への消費者教育

【1】 出前講座を実施 <12校 受講者数：1,178人>

講師：N P O法人 熊本消費者協会

	参加者	日 時	テマ
熊本駅前看護リハビリテーション学院	看護学科 1年生	令和6年4月15日（月）	「インターネット・携帯電話のトラブルから身を守るために」
専修学校モア・ヘアメイクカレッジ	1年生	令和6年4月30日（火）	「悪質商法に遭わないために」 「インターネット・携帯電話のトラブルから身を守るために」
学校法人昭徳学園 九州動物学院	2年生	令和6年5月13日（月）	「悪質商法に遭わないために」 「インターネット・携帯電話のトラブルから身を守るために」
熊本YMC A学院	1年生	令和6年5月24日（金）	「悪質商法に遭わないために」 「若者が陥りやすい消費者トラブル」
ヒロ・デザイン専門学校	全コース学生	令和6年5月31日（金）	「悪質商法に遭わないために」 「インターネット・携帯電話のトラブルから身を守るために」
九州技術教育専門学校	高校課程学生 専門課程学生	令和6年6月20日（木）	「インターネット・携帯電話のトラブルから身を守るために」
熊本ベルエベル美容専門学校	2年生	令和6年7月3日（水） 令和6年9月9日（月）	「悪質商法に遭わないために」 「インターネット・携帯電話のトラブルから身を守るために」
熊本市立総合ビジネス専門学校	1～2年生	令和6年7月8日（月） 令和6年7月24日（水）	「悪質商法に遭わないために」 「インターネット・携帯電話のトラブルから身を守るために」
九州工科自動車専門学校	1年生	令和6年7月10日（水）	「インターネット・携帯電話のトラブルから身を守るために」 「副業・バイト詐欺」
熊本歯科衛生士専門学院	1・2・3年生	令和6年7月19日（金）	「『エステ』トラブル」
学校法人中島学園 熊本歯科技術専門学校	歯科技工士科 1・2年生 歯科衛生士科 1・2・3年生	令和6年7月19日（金）	「悪質商法に遭わないために」 「インターネット・携帯電話のトラブルから身を守るために」 「違法、ブラックバイトなど」
熊本医療センター 附属看護学校	1～3年生	令和6年12月20日（金）	「悪質商法に遭わないために」 「インターネット・携帯電話のトラブルから身を守るために」

○若者消費者 110 番の実施

若者をターゲットにした悪質商法による被害の未然防止と拡大防止を図るため、若者が相談しやすいように相談時間を通常より延長して「若者消費者 110 番」を実施した。

- ・実施期間 令和 7 年（2025 年）1 月 17 日（金）～24 日（金）
9 時～18 時 ※相談時間を 1 時間延長
- ・相談件数（来訪・電話） 9 件
- ・相談内容 ①副業 2 件 ②前撮り写真撮影 ③シャンプー
④電気ケトル ⑤スマホゲーム ⑥ゲーム課金
⑦胸が大きくなる飲み物 ⑧消費者トラブル

（5）高齢者への啓発

高齢者を対象に、悪質商法等に関する出前講座を実施した。

開催講座（出前講座） 49 回 受講生 860 人

（6）消費者講演会

熊本市消費者団体連絡会と共に、消費者問題に関する講演会を開催した。

日 時 令和 6 年（2024 年）10 月 30 日（水）午前 10 時 00 分～11 時 30 分
会 場 市民会館シアーズホーム夢ホール 大会議室
テ マ 「変化する悪質商法とその対処法について」
講 師 熊本県警察本部 生活環境課
生活環境事犯対策室 室長 森 武範 氏
参 加 者 84 人



3. 情報提供

(1) 消費生活情報の提供

ホームページ、市政だより、ラジオ等による消費生活に関する情報の提供を行った。

媒体	市政だより	ホームページ X (旧 Twitter)	L I N E	窓口番号案内 モニターの広告	ラジオ
件数	32 件	66 件	33 件	4 件	51 件

① 市政だより

4月号	消費生活に関する弁護士相談・司法書士による多重債務相談
	気をつけましょう！新年度、若者の消費者被害！
5月号	5月は消費者月間です！デジタル時代に求められる消費者力とは
	ご存じですか？エシカル消費
6月号	契約トラブルにご注意！【葬儀サービスのトラブル】
	契約トラブルにご注意！【災害後の住宅修理トラブル】
7月号	熊本市消費者行政推進委員会委員募集
	夏休み親子で学ぶ金融教育セミナー
	夏休み親子で学ぶ食育セミナー
8月号	消費生活地域見守りサポーター養成講座受講生募集
	トラブルにご注意！【偽物が届くインターネット通販トラブル！】
	トラブルにご注意！【クーリング・オフとは】
9月号	消費者トラブル注意報！【注文した覚えのない商品が送り付けられたとき】
	消費者トラブル注意報！【情報商材の儲け話にご注意】
	消費者講演会
10月号	消費者トラブル注意報！【定期購入にご注意！】
	消費者トラブル注意報！【光回線サービスの勧誘にご注意！】
11月号	11月は製品安全総点検月間です！
	消費者トラブルに注意！【エスカレーターでの事故に注意！】
	消費者トラブルに注意！【インターネット通販トラブルで代引き配達の利用が増加しています！】
12月号	若者消費者 110 番に相談しましょう
	消費者トラブル注意報！【置き配でのトラブル】
	消費者トラブル注意報！【不用品回収サービスのトラブル】

1月号	消費者トラブル注意報！【オンラインゲーム等の課金による高額請求を受ける事案について】
	消費者トラブル注意報！【給湯器の点検を口実に訪問し、消費者の不安をあおるなどして製品を購入させる手口について】
	消費者セミナー「将来に向けて知っておきたいお金の話(初心者向け)」
2月号	消費者トラブル注意報！【大手通信会社を名乗る『音声ガイダンス』】
	消費者トラブル注意報！【高額な前金を支払ったリフォーム工事の契約トラブル】
	消費者トラブル注意報！【長期使用の石油ファンヒーターに注意】
3月号	気をつけて！催眠商法
	消費者トラブル注意報！【フリマサービスでのトラブル】
	消費者トラブル注意報！【アパートやマンションなどの賃貸住宅の退去トラブル】

② ホームページ・X(旧Twitter)

4月	電話で『お金』詐欺が増えています！
	【消費者トラブル情報】【見守り情報】SMS やメールでのフィッシング詐欺に注意
	5月は消費者月間です
5月	【見守り情報】果実加工品の通販サイトに注意
	【見守り情報】楽しい話や安売り目当てに通ったら…高額な商品を買うはめに
6月	「熊本市消費者行政推進委員会」の公募委員（公募による出席者）を募集します
7月	【見守り情報】SNS 上の投資グループ内で勧誘される FX 取引に注意
	【見守り情報】買い物中の転倒事故に注意！
	【見守り情報】解約手続きができない！？ 無人スポーツジムのトラブル
	【見守り情報】被害回復は困難！SNS 上で著名人を名乗る投資話の勧誘に注意
	【見守り情報】会員登録のつもりが…別サイトでのサブスク契約に
	「消費生活相談支援担い手育成講座」受講生募集！
	【お金の悩み無料相談会】を開催します！
8月	【受講生募集】消費生活地域見守りサポート養成講座を開催します！
	「夏休み親子で学ぶ金融教育セミナー」を開催しました！
	令和 6 年度消費者事故防止同研修会について
	災害に便乗した悪質商法にご注意ください

	災害時の携帯発電機等による事故及び通電火災に関する注意喚起について
	「夏休み親子で学ぶ食育セミナー」を開催しました！
	【見守り情報】その申込み、定期購入ではありませんか？
	【見守り情報】エスカレーターでの事故に注意！
	【見守り情報】残りわずか？焦らせて購入させるネット通販のわな
	【見守り情報】コインパーキングの料金は細かい条件も確認を
9月	消費者講演会「変化する悪質商法とその対処法について」を開催します
	【ボランティア募集】食品表示ウォッチャーを募集します
	製品安全法令改正の説明会開催について
	HIFU（高密度焦点式超音波）施術による健康被害にご注意ください
	【見守り情報】リフォーム工事の契約トラブルに注意
	【見守り情報】洗濯用パック型液体洗剤の誤飲に注意
	【見守り情報】着物の次々販売に注意
10月	令和6年度（2024年度）熊本市消費者行政推進委員会の開催について
	11月は製品安全総点検月間です～この機会に家庭内の製品を点検しましょう～
	【見守り情報】「〇〇ペイで返金します」と言われたら詐欺を疑って
	令和6年度（2024年度）熊本市消費者安全確保地域協議会の開催について
	【見守り情報】海産物の電話勧誘トラブルに注意
	【見守り情報】異常を感じたら使用中止！
	年末の大掃除！廃品回収業者にご注意！
11月	令和6年度熊本県食の安全セミナーの開催について
	【見守り情報】地震、豪雨…災害が起きる前にできること
	消費者教育フェスタ inくまもと
	【見守り情報】地震、豪雨…準備しておく防災グッズのリスト
	消費者セミナー開催のお知らせ
	食品適正表示推進者講習会の周知について(県主催)
	熊本市消費者安全確保地域協議会について（開催報告・議事要旨）
	【見守り情報】実在する事業者をかたり未納料金を請求する詐欺に注意
12月	若者消費者110番
	令和6年度熊本市中学生・高校生消費者啓発標語12選決定！
	自転車用ヘルメットの安全性を示すマークに関する注意喚起について
	【見守り情報】餅での窒息事故を防止！

12月	リチウムイオン電池使用製品の取扱いに関する注意喚起について
1月	令和6年度（2024年度）熊本市消費者行政推進委員会を開催しました 消費者行政をより一層推進します 「賃貸トラブル解決支援センター 予約電話番号：096-372-7878」のご案内
2月	【見守り情報】古いカセットボンベの取り扱いに注意 【見守り情報】毛染めによるアレルギーに注意 【見守り情報】購入確定の前には解約方法もよく確認 【消費者庁発表】「タスク副業」で報酬が支払われるとうたい、実際には高額を送金させる事業者に関する注意喚起 【見守り情報】始めましょう！デジタル終活
3月	遠隔操作アプリを悪用して借金をさせる副業や投資の勧誘に注意！ 令和7年 業種別食品表示講習会 【見守り情報】鍵の出張作業を頼んだら想定外の料金に！ 副業に関するトラブルにご注意！ 若者消費者啓発標語ポスター完成！ 【消費者庁発表】通信販売サイトの返金手続を装い、〇〇ペイといったコード決済サービスを利用して、返金ではなく逆に送金させる事業者に関する注意喚起 賃貸住宅退去時トラブルの対処法－入居時からできる対策－ 子どもによるオンラインゲームでの無断課金にご注意ください

熊本市 Kumamoto City

間観支援 Language さがす 緊急情報

ホーム > 分類から探す > 住宅・暮らし > 消費生活・相談窓口 > 熊本市消費者センター

もっと見る (全4件)

最終更新日：2025年10月3日 印刷 (ID:17)

TOP 消費者センターの仕事 消費生活相談のまとめ 消費生活のツボ クーリング・オフとは 出前講座のご案内

多重債務相談 法律相談 消費生活用製品の安全に関する情報 消費者教育ポータルサイト 消費生活条例

発表情報 (国民生活センター・消費者庁) 消費者リンク集 消費者トラブル注意報 お問い合わせ先

TOP

熊本市消費者センター
096-353-2500
月～金（祝日・年末年始は除く）9:00～17:00

③ LINE

4月	【消費者トラブル情報】 【見守り情報】 SMS やメールでのフィッシング詐欺に注意
5月	消費者月間
	【見守り情報】 果実加工品の通販サイトに注意
	【見守り情報】 楽しい話や安売り目当てに通つたら…高額な商品を買うはめに
7月	【見守り情報】 SNS 上の投資グループ内で勧誘される FX 取引に注意
	夏休み親子で学ぶ金融教育セミナー
	夏休み親子で学ぶ食育セミナー
	【見守り情報】 解約手続きができない！？ 無人スポーツジムのトラブル
	【見守り情報】 被害回復は困難！SNS 上で著名人を名乗る投資話の勧誘に注意
8月	【受講生募集】 消費生活地域見守りサポーター養成講座を開催します！
9月	【見守り情報】 その申込み、定期購入ではありませんか？
	【見守り情報】 残りわずか？焦らせて購入させるネット通販のわな
	消費者講演会「変化する悪質商法とその対処法について」を開催します
	【見守り情報】 コインパーキングの料金は細かい条件も確認を
10月	【見守り情報】 リフォーム工事の契約トラブルに注意
	【見守り情報】 洗濯用パック型液体洗剤の誤飲に注意
	【見守り情報】 着物の次々販売に注意
	【見守り情報】 「〇〇ペイで返金します」と言わされたら詐欺を疑って
11月	【見守り情報】 海産物の電話勧誘トラブルに注意
	【見守り情報】 異常を感じたら使用中止！
	【見守り情報】 地震、豪雨…災害が起きる前にできること
	【見守り情報】 地震、豪雨…準備しておく防災グッズのリスト
12月	【見守り情報】 餅での窒息事故を防止！
	【見守り情報】 実在する事業者をかたり未納料金を請求する詐欺に注意
1月	消費者セミナー開催のお知らせ
	若者消費者 110 番
2月	【見守り情報】 古いカセットボンベの取り扱いに注意
	【見守り情報】 毛染めによるアレルギーに注意

2月	【見守り情報】購入確定の前には解約方法もよく確認
3月	【見守り情報】始めましょう！デジタル終活
	【見守り情報】鍵の出張作業を頼んだら想定外の料金に！
	賃貸住宅退去時トラブルの対処法－入居時からできる対策－

④ 窓口番号案内モニターの広告

5月	5月は消費者月間です(5/1~31)
11月	11月は製品安全総点検月間です (11/1~30)
1月	若者消費者 110番 (1/6~14)
3月	アパートやマンションなどの賃貸住宅の退去トラブルに注意 (3/1~31)

⑤ ラジオ

熊本シティエフエムの「おはよう熊本市」とエフエム熊本の「フレッシュ・フラッシュくまもと」にて、消費者トラブルの注意喚起を実施した。

熊本シティエフエム「おはよう熊本市」（毎週月～金曜日 午前7時45分～58分）

放送月	放送内容
4月	食品表示について
5月	不動産投資のサブリース契約は危険！ - しくみやデメリットを知ろう -
6月	情報商材の購入にご用心
7月	気を付けて！ネットの落とし穴
8月	「サブスクリプションサービス」って知っていますか？
9月	〇〇ペイで返金します詐欺
10月	意外と知らないクーリング・オフ
11月	弁護士事務所・裁判所から通知が届いた！放っていたらどうなるの？
12月	レスキューサービスってなに？ 一いざという時に慌てないためにー
1月	若者消費者 110番
2月	目的隠して近づく手口！（催眠商法）
3月	最近の消費者トラブルを3つご紹介します

エフエム熊本「フレッシュ・フラッシュ・くまもと」(毎週火曜日 午前8時45分～50分)

放送月	放送内容
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・多重債務相談について ・消費者センターについて ・模倣サイトトラブル
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者月間 ・多重債務相談についてのお知らせ ・架空請求のトラブル ・定期購入トラブル
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・多重債務相談についてのお知らせ ・インターネット通販トラブル ・儲け話に関するトラブルにご注意！
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・多重債務相談についてのお知らせ ・副業サイトでのトラブル ・スミッシング詐欺 ・送り付け商法について
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもがオンラインゲーム等を利用する際の課金トラブル ・エシカル消費について ・出張相談についてのお知らせ ・災害に便乗した悪質商法や詐欺について
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・多重債務相談についてのお知らせ ・SNS上で著名人を名乗る投資詐の勧誘にご注意 ・高収入をうたう副業サイトでのトラブル
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・多重債務相談についてのお知らせ ・太陽光パネルの強引な電話勧誘や訪問販売に注意 ・リフォーム工事の契約トラブル
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・多重債務相談についてのお知らせ ・製品安全総点検月間について ・定期購入トラブル
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・多重債務相談についてのお知らせ ・クーリング・オフ制度について ・模倣サイトトラブル
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・若者消費者110番について ・多重債務相談についてのお知らせ ・長期使用の石油ファンヒーター ・フィッシング詐欺
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・多重債務相談についてのお知らせ ・通信販売に関するトラブル ・海産物の電話勧誘トラブル
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・多重債務相談についてのお知らせ ・引っ越しの際の破損・紛失トラブル

(2) 関係行政機関及び団体との情報交換会議に出席した。

主な会議

- 全国消費生活センター所長会議
- 令和6年度 消費者行政ブロック会議
- ブロック別消費生活センター所長会議
- 都道府県等消費者行政担当課長会議
- 大都市消費者行政担当部課長連絡会議
- 消費者教育コーディネーター会議
- 九州ブロック消費生活相談事例研究会

4. 消費者団体の育成・支援

地域における各種団体等のグループ活動や自主的な研修等を促進するため、熊本市消費者団体連絡会に対し、補助金の交付等の助成を行った。

○熊本市消費者団体連絡会

- ・熊本市地域婦人会連絡協議会
- ・熊本市地域公民館連絡協議会
- ・川尻校区民生委員児童委員協議会
- ・エコ村伝承館



5. 消費者行政の推進体制

年々複雑多様化する消費者問題に迅速かつ適切に対応するため、「消費者行政推進庁内連絡会」を設置し、庁内の関係課と連携するとともに、「熊本市消費者行政推進委員会」を設置し、消費者行政の進捗状況及び運営状況を協議し、施策の総合的かつ計画的な推進を図っている。

○令和6年度（2024年度）開催実績及び審議事項

【消費者行政推進庁内連絡会】

- 開催日 令和6年（2024年）10月1日（火）午前10時～
議題
・令和5年度の消費生活相談の状況
・第3次熊本市消費者行政推進計画における令和5年度実績報告
・第3次熊本市消費者行政推進計画の検証・評価

【消費者行政推進委員会】

- 開催日 令和6年（2024年）10月31日（木）午前10時～
場所 熊本市教育センター2階 中研修室
議題
・令和5年度（2023年度）の消費生活相談の状況
・第3次熊本市消費者行政推進計画における令和5年度実績報告
・第3次熊本市消費者行政推進計画の検証・評価
・中学生・高校生による消費者啓発標語の応募結果について
・その他

令和6年度（2024年度）委員名簿（五十音順）

氏 名	所 属
西森 利樹	熊本県立大学総合管理学部准教授
嶋田 文広	熊本学園大学商学部講師
宮崎 耕平	熊本県弁護士会
塩田 悠乃	熊本県司法書士会
山川 李好子	熊本市消費者団体連絡会
濱田 麻理	熊本商工会議所
加来 るみ	熊本市商工会連絡協議会
隈 直子	公募による出席者
下田 佳代	熊本市立壱川小学校 校長
青木 良枝	熊本市立清水中学校 教頭
片山 七海	熊本市立千原台高等学校 教諭

6. 事業者への行政指導等

政令指定都市移行に伴う権限移譲事務で平成 24 年 4 月から下記の法令に基づき立入調査等を実施している。

(1) 権限委譲された関係法令

①生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律

②国民生活安定緊急措置法

③家庭用品品質表示法

④消費生活用製品安全法

⑤電気用品安全法

⑥ガス事業法

⑦液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律

⑧消費者安全法（第 47 条第 2 項部分）（平成 25 年 4 月から）

⑨食品表示法（品質事項のみ）（平成 28 年 4 月から）

(2) 立入調査の実績

「家庭用品品質表示法」、「消費生活用製品安全法」、「電気用品安全法」、「ガス事業法」、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に基づく立入調査を実施した。令和 6 年度、違反事例はなかった。

【立入件数】

	R2 年度 (2020 年度)	R3 年度 (2021 年度)	R4 年度 (2022 年度)	R5 年度 (2023 年度)	R6 年度 (2024 年度)
件数	2 店舗 (2 回)	0 回	2 店舗 (2 回)	2 店舗 (2 回)	2 店舗 (2 回)

※ディスカウントストア等を対象に立入調査を実施したもの。

※令和 3 年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため実施なし。

(3) 「食品表示法」に基づく業務

①事業者への相談対応

食品表示法に基づき、品質事項に関する事業者の相談に対応した。

【相談受件数】

	R2 年度 (2020 年度)	R3 年度 (2021 年度)	R4 年度 (2022 年度)	R5 年度 (2023 年度)	R6 年度 (2024 年度)
件数	162 件	216 件	137 件	127 件	109 件

②被疑・苦情への対応

市民や他自治体、農林水産省等からの食品表示の被疑情報や苦情等の受付を行い、必要に応じて立入調査等を行った。

【被疑・苦情受件数】

	R2 年度 (2020 年度)	R3 年度 (2021 年度)	R4 年度 (2022 年度)	R5 年度 (2023 年度)	R6 年度 (2024 年度)
件数	13 件	11 件	11 件	14 件	15 件

③ 店舗への立入検査

実施日　・令和 6 年（2024 年）7 月 1 日（月）

　・令和 6 年（2024 年）12 月 2 日（月）

食品保健課主催の夏期及び年末の一斉取り締まりに参加し、田崎市場への立入検査を行った。

④ 食品表示に関する情報提供

・市ホームページに記事掲載

The screenshot shows the Kumamoto City website homepage with a search bar at the top. Below it, there's a navigation menu with links like '暮らし・福岡' (Living・Fukuoka), '行政・まちづくり・市民参画' (Administration・Local Development・Citizen Participation), '健康・福祉・子育て' (Health・Welfare・Childcare), etc. A red box highlights the '食品表示について' (About Food Labeling) link under the '行政・まちづくり・市民参画' section. The main content area has a green header '食品の表示制度' (Food Labeling System). It contains text explaining the labeling system, mentioning '食品表示法' (Food Labeling Law), '品質事項' (Quality Items), '原材料名・内容量・原産地' (List of Ingredients, Quantity, Origin), '保存方法' (Storage Method), '追加子細記入' (Detailed Information), '別添各名簿' (List of Attached Documents), '栄養成分表示' (Nutrition Labeling), and '保健事項' (Health Items). There are also links for 'パンフレット' (Brochure) and '参考' (Reference). At the bottom, there's a section titled '食品表示に係る相談窓口' (Consultation Counter for Food Labeling) with contact information for the Consumer Center.

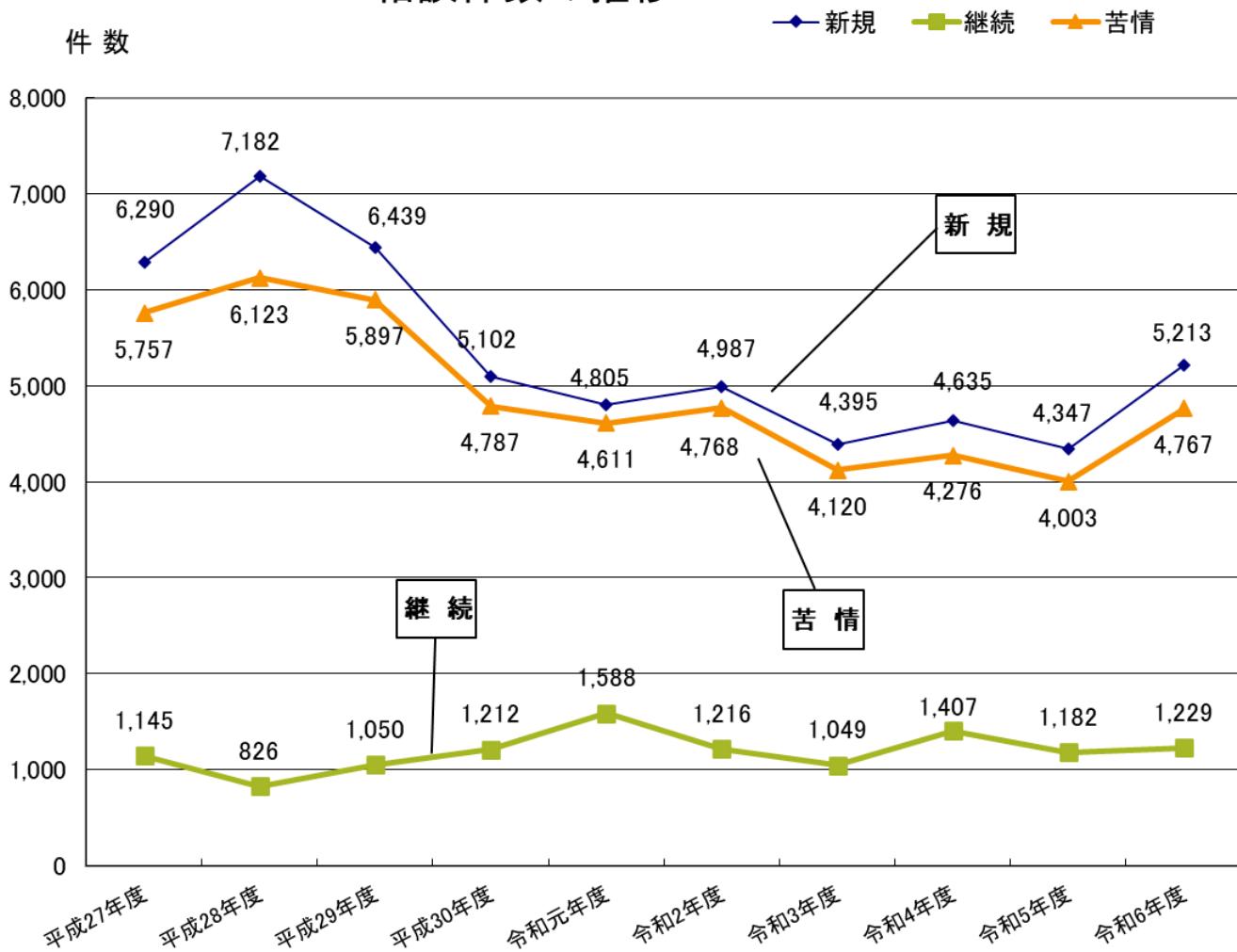
III. 令和6年度（2024年度）消費生活相談

1 相談件数

令和6年度（2024年度）新規相談の件数は、前年度より866件増の5,213件（対前年度120%）（うち熊本地震関連相談5件）であった。また、継続相談の件数（一度の相談では解決しなかった相談の延べ件数）については、前年度より47件増の1,229件（対前年度比104%、平均所要時間27.01分／件）となり、新規と継続をあわせた延べ相談件数は6,442件となった。

新規相談の内容を「苦情」（業者に対する苦情）と「問合せ」（買物相談、生活知識等）に区別すると、「苦情」件数4,767件、「問合せ」件数436件。相談の91%を「苦情」が占めている。
(熊本地震関連の相談については42～43ページ)

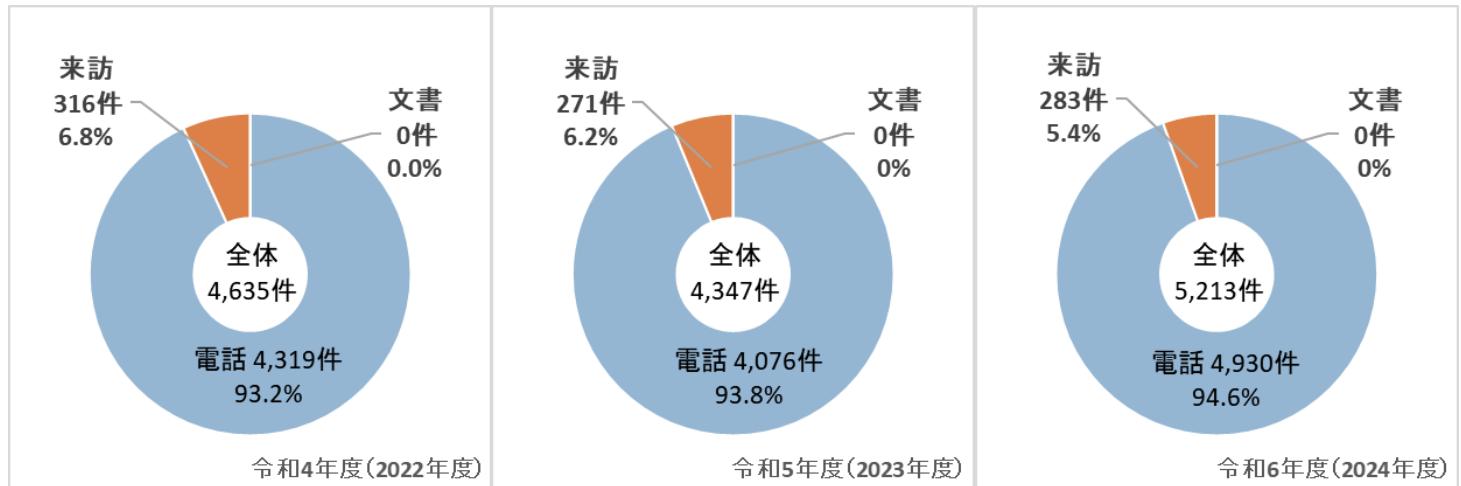
相談件数の推移



注) 統計数値は原則として単位未満の数値を四捨五入しているため、総数と内訳が一致しない場合や、構成比の内訳合計が100%にならない場合があります。

2 相談方法

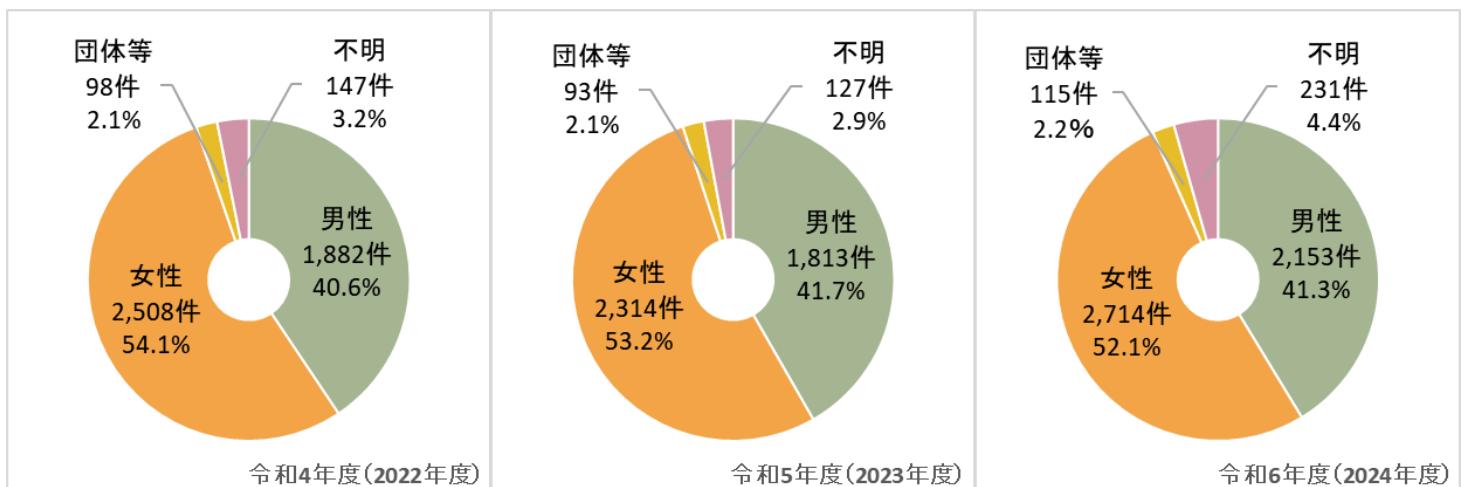
新規相談は、「電話」による相談が4,930件(94.6%)、「来訪」は283件(5.4%)、「文書」は0件(0%)と、電話による相談がほとんどであった。



3 相談者（契約当事者）の属性

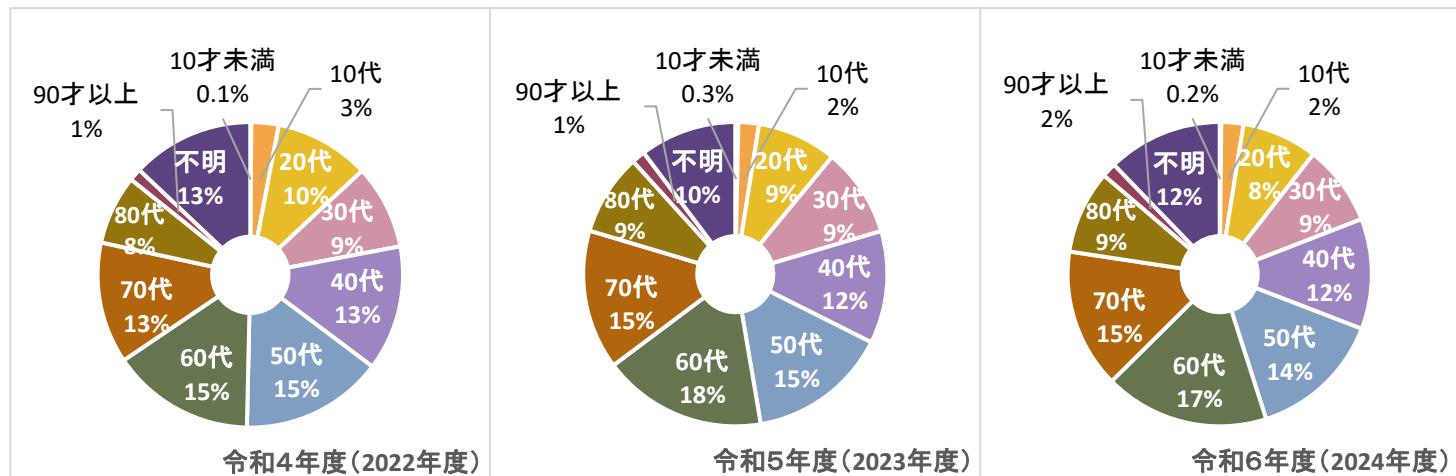
(1) 性別

相談者（契約当事者）の性別等では、男性2,153件(41.3%)、女性2,714件(52.1%)、団体等115件(2.2%)で、女性からの相談が多かった。



(2) 年齢別

相談者（契約当事者）の年代は、20代が減少傾向にある。

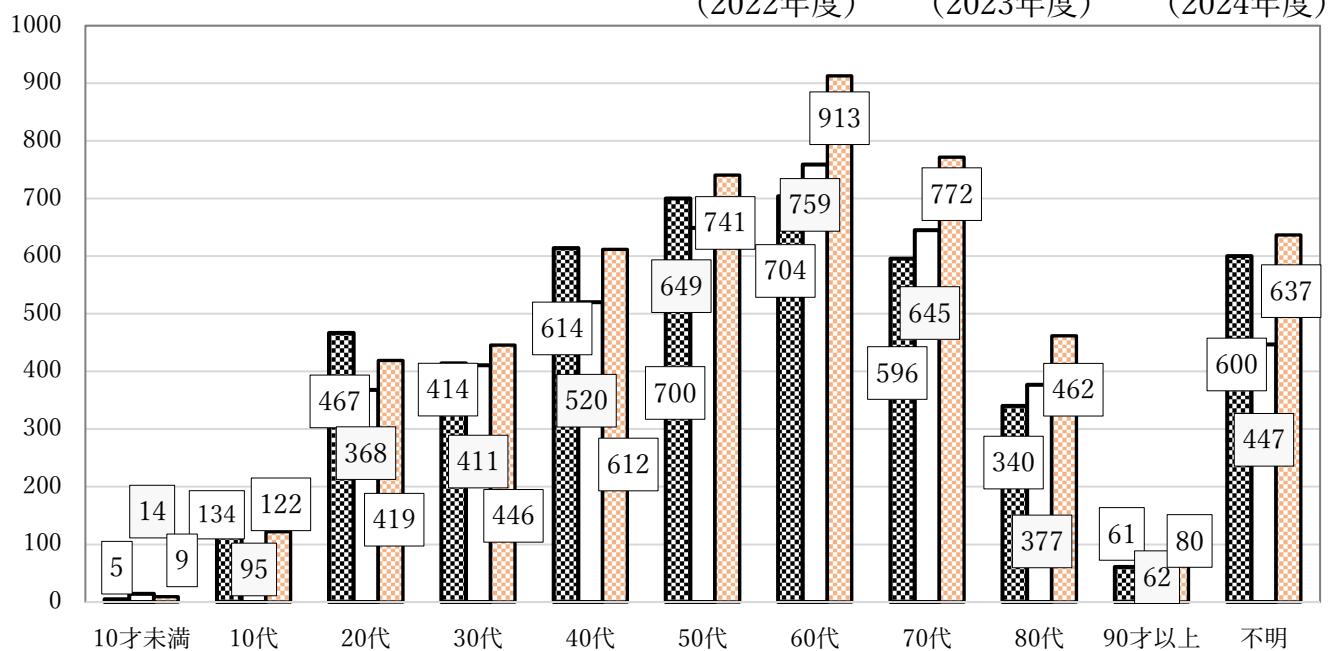


年代別相談件数

■ 令和4年度 (2022年度)

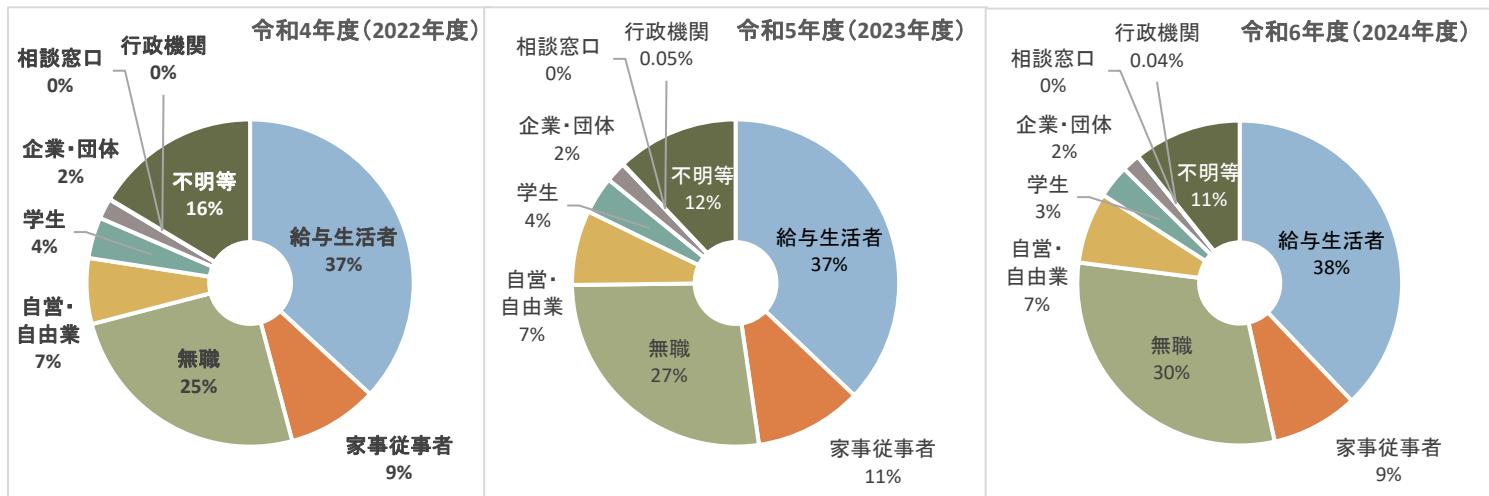
□ 令和5年度 (2023年度)

△ 令和6年度 (2024年度)



(3) 職業別

相談者（契約当事者）の職業は給与生活者が最も多く、次いで無職が多かった。



4 相談内容

(1) 相談の多い商品・役務 (上位10)

順位	令和4年度 (2022年度)	件数
1	商品一般	368
2	不動産貸借	210
3	基礎化粧品	202
4	エステサービス	157
5	フリーローン・サラ金	130
6	工事・建築	129
7	他の健康食品	118
8	携帯電話サービス	97
9	役務その他サービス	82
10	電気	73

順位	令和5年度 (2023年度)	件数
1	商品一般	400
2	不動産貸借	210
3	フリーローン・サラ金	161
4	基礎化粧品	159
5	他の健康食品	112
6	工事・建築	108
7	携帯電話サービス	106
8	役務その他サービス	102
9	頭髪用化粧品	86
10	エステサービス	85

順位	令和6年度 (2024年度)	件数	対前年度比 (%)
1	商品一般	495	123.8%
2	不動産貸借	246	117.1%
3	基礎化粧品	235	147.8%
4	他の健康食品	181	161.6%
5	携帯電話サービス	149	140.6%
6	工事・建築	143	132.4%
7	フリーローン・サラ金	141	87.5%
8	インターネット接続回線	127	222.8%
9	役務その他サービス	98	96.1%
10	修理サービス	91	193.6%

1位 商品一般

商品一般とは、商品に関する相談のうち、商品の特定ができない又は商品を特定する必要のない相談のこと。特に+で始まる不審な電話やカードの不正利用などに関する相談が寄せられた。

(事例)

- ・私の携帯電話に+で始まる番号から入電があった。国の機関を名乗り、言語を選ぶように言われた。
詐欺だろうか。
- ・私のクレジットカードが1年以上前から不正利用されていた事に気付いた。

2位 不動産賃借

賃貸物件に関する相談等のこと。退去時の原状回復費に関する相談や賃貸アパートの修理等の管理に関する相談が寄せられた。

(事例)

- ・7年間入居していた賃貸アパートを退去した処、高額な原状回復費用の請求を保証会社より受けた。納得いかない。
- ・賃貸マンションの給湯器が故障したが、1週間経つのに修理がされない。管理会社の対応が遅くないか。錢湯の支払いを請求できるか。

3位 基礎化粧品

化粧品や美容液などの定期購入トラブルに関する相談が多く寄せられた。

(事例)

- ・ネット広告を見てお試し1回限りの美容クリームを注文したら、次回商品が届き、定期購入になっていたようだ。
- ・昨年12月、ネット通販で薬用クリームを注文する際、間違えて定期コースに申し込み、初回以降全て受取拒否したら督促状が来た。

4位 他の健康食品

健康食品に分類される13品目以外の健康食品のこと。ダイエットをうたう健康食品やサプリメントの定期購入に関する相談が多く寄せられた。

(事例)

- ・ネットでサプリメントを注文したが、お試しだけのつもりだったのに、次回商品が届き驚いている。
- ・自宅ポストに夫宛の封筒がはいっていた。開封した後気付いたが、心当たりが無い場合は開封せずに連絡するようにとある。不審。

5位 携帯電話サービス

不審な電話、携帯電話・スマートフォンの契約に関する相談等が寄せられた。

(事例)

- ・2, 3日前から、スマートフォンに不審な電話が何度か架かって来るので確認したい。
- ・繁華街を歩行中に呼び止められ、「安くなる」と言わされて携帯電話を乗り換えたが料金が高くなかった。解約したい。

6位 工事・建築

チラシによる排水管高压洗浄や訪問販売による瓦や塗装のリフォーム工事等に関する相談が多く寄せられた。

(事例)

- ・ポストに地域を限定した「排水管高压洗浄」のチラシが入っていた。高齢者が被害に遭うのではないかと思う。
- ・訪問販売で外壁や屋根塗装の契約を交わしたが、見積もりから塗装の仕様が異なっていたので支払いを拒否したい。

7位 フリーローン・サラ金

消費者金融会社や銀行等からの借金に関する相談等が寄せられた。

(事例)

- ・クレジットカードから、毎月よく分からない金額が引き落とされているので不審だ。
- ・銀行等2社に総額66万円の借金がある。自己破産してしまいたいが、どうしたらよいか。

8位 インターネット接続回線

インターネット接続回線契約や通信関係料金等に関する相談が多く寄せられた。

(事例)

- ・両親が「インターネット通信関係料金が安くなる」と告げられ契約を交わそうとしたが、業者の説明が不合理だ。
- ・私のスマホに迷惑電話があった。光回線が安くなると言われ、つい誘導され操作したが、心配で仕方ない。どうしたらよいか

9位 役務その他サービス

パソコンのサポート契約や副業のサポート契約に関する相談等が寄せられた。

(事例)

- ・パソコンサポート詐欺に遭い、1週間で400万円分の電子ギフトカードをだまし取られた。返金は無理だろうか。
- ・副業詐欺に遭い、消費者金融から借金しサイトの口座に振り込んだ。どうすればよいか。

10位 修理サービス

住居関連の修理に関する相談が多く寄せられた。

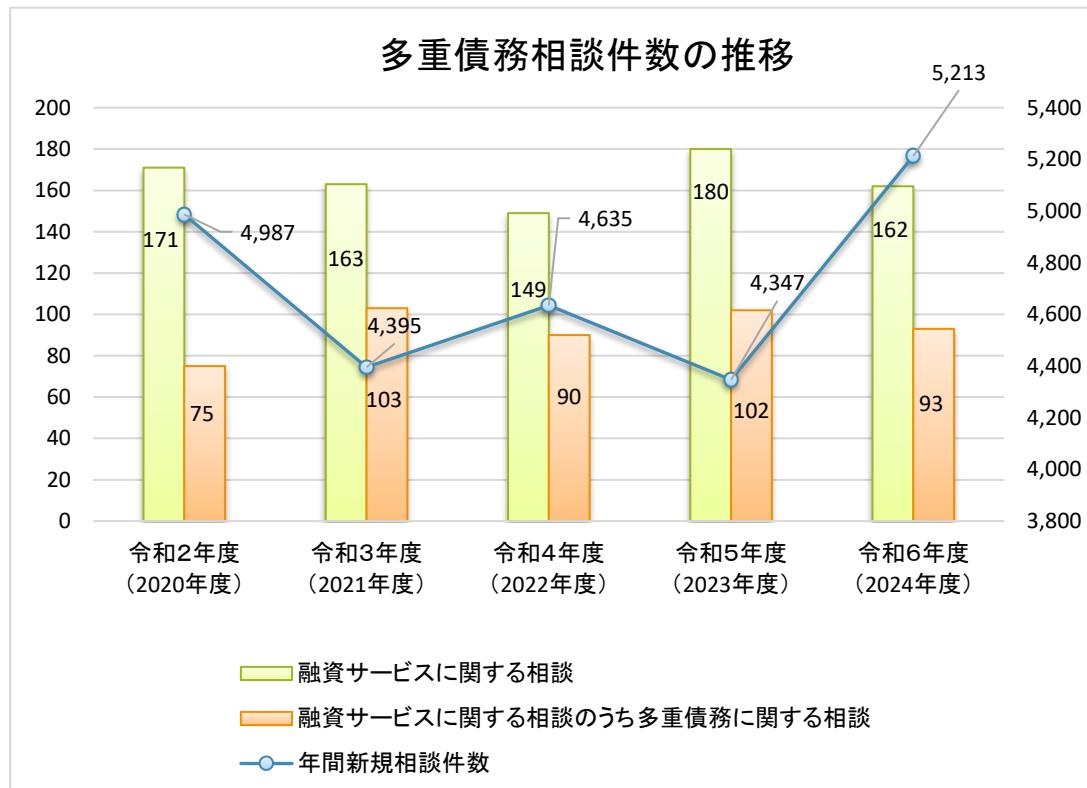
(事例)

- ・ネットで検索した排水管工事業者へ連絡し、詰まりを解消して貰ったが金額が6万円と高かった。ク・オフできないか。
- ・賃貸アパートに住む娘が、トイレを詰まらせ、業者を呼んだが法外な請求を受け、支払っている。請求に納得できない。

(2) 多重債務

① 相談件数の推移

令和6度（2024年度）の多重債務に関する相談件数は93件と前年度より9件減少した。



（単位：件数）

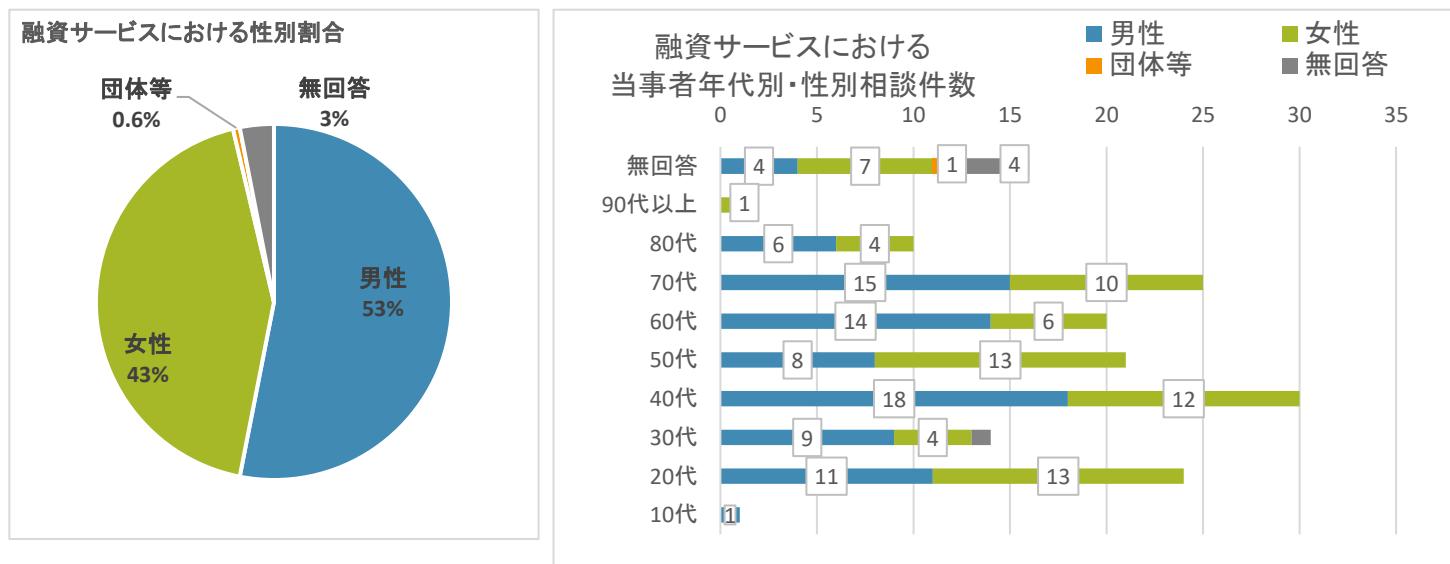
	新規相談件数	うち融資サービスに関する相談	うち複数債務に関する相談 ※（）は全体に占める割合
令和2年度（2020年度）	4,987	171	75 (1.5%)
令和3年度（2021年度）	4,395	163	103 (2.3%)
令和4年度（2022年度）	4,635	149	90 (1.9%)
令和5年度（2023年度）	4,347	180	102 (2.3%)
令和6年度（2024年度）	5,213	162	93 (1.8%)

※融資サービスに関する相談

…消費者ローン（住宅や教育等）や消費者金融会社やクレジット会社等が扱うフリーローン、サラ金等に関するもの。

② 融資サービスにおける当事者年代別・性別相談件数

融資サービスに関する相談は、男性からの相談が多く、全体の半数を占めている。相談者の年代別では、20代、40代、70代からの相談が多く寄せられた。

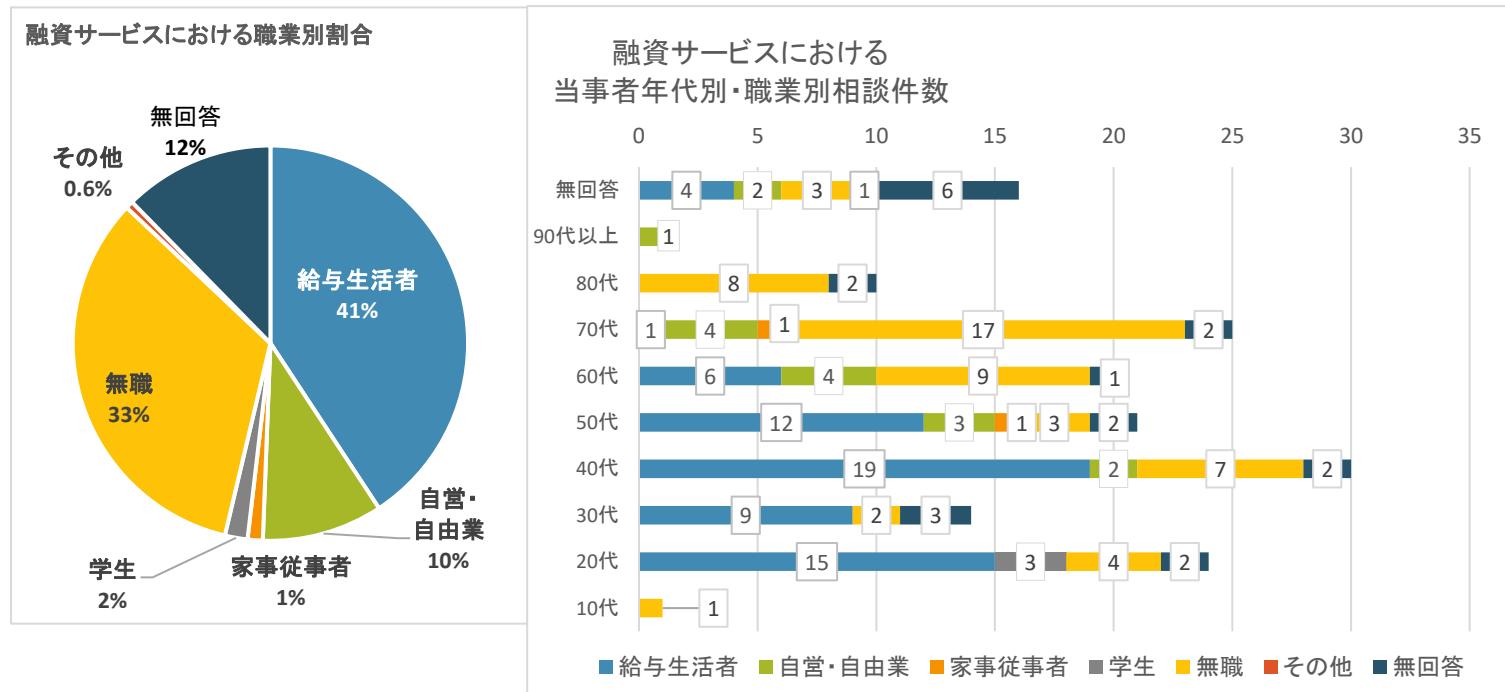


(単位：件数)

	男性	女性	団体等	無回答	合計
無回答	4	7	1	4	16
90代以上	0	1	0	0	1
80代	6	4	0	0	10
70代	15	10	0	0	25
60代	14	6	0	0	20
50代	8	13	0	0	21
40代	18	12	0	0	30
30代	9	4	0	1	14
20代	11	13	0	0	24
10代	1	0	0	0	1
合計	86	70	1	5	162

③ 融資サービスにおける当事者年代別・職業別相談件数

融資サービスに関する相談は、給与生活者と無職からの相談が多く、全体の約7割を占めている。



(単位：件数)

	給与生活者	自営・自由業	家事従事者	学生	無職	その他	無回答	合計
無回答	4	2	0	0	3	1	6	16
90代以上	0	1	0	0	0	0	0	1
80代	0	0	0	0	8	0	2	10
70代	1	4	1	0	17	0	2	25
60代	6	4	0	0	9	0	1	20
50代	12	3	1	0	3	0	2	21
40代	19	2	0	0	7	0	2	30
30代	9	0	0	0	2	0	3	14
20代	15	0	0	3	4	0	2	24
10代	0	0	0	0	1	0	0	1
合計	66	16	2	3	54	1	20	162

(3) 性別・年代別相談（上位3）

① 男性

(単位：件数)

	1位		2位		3位	
90代以上	他の健康食品	6	商品一般	4	インターネット接続回線	2
80代	商品一般	19	他の健康食品	12	インターネット接続回線	8
70代	商品一般	38	他の健康食品	22	携帯電話サービス	18
60代	商品一般	44	基礎化粧品	21	他の健康食品 インターネット接続回線	各 17
50代	商品一般	24	他の健康食品	16	携帯電話サービス	13
40代	商品一般 不動産賃借	各 17	フリーローン・サラ金	16	四輪自動車	11
30代	不動産賃借	22	商品一般	11	四輪自動車 フリーローン・サラ金 インターネット接続回線	各 8
20代	不動産賃借	28	商品一般	14	フリーローン・サラ金 他の内職・副業	各 11
10代	ネットゲーム	18	電気 他の化粧品 四輪自動車	各 3	商品一般 紳士・婦人洋服 アダルト情報 教養・娯楽サービスその他 他の内職・副業	各 2

② 女性

(単位：件数)

	1 位		2 位		3 位	
90 代以上	商品一般	5	工事・建築	3	魚介類 他の健康食品 宅地 テレビ放映サービス	各 2
80 代	商品一般	33	携帯電話サービス	16	他の健康食品 給湯システム	各 14
70 代	商品一般	39	基礎化粧品	34	携帯電話サービス	20
60 代	基礎化粧品	57	商品一般	49	他の健康食品	26
50 代	基礎化粧品	44	商品一般	42	不動産賃借	26
40 代	商品一般	29	不動産賃借	21	基礎化粧品	15
30 代	不動産賃借	22	商品一般	21	エステサービス 他の内職・副業	各 10
20 代	他の内職・副業	22	不動産賃借	16	エステサービス	13
10 代	他の健康食品	9	エステサービス	7	商品一般 基礎化粧品 ネットゲーム	各 4

③ 10代～20代に多い相談（上位10）

順位	令和4年度 (2022年度)	件数	順位	令和5年度 (2023年度)	件数	順位	令和6年度 (2024年度)	件数
1	エステサービス	104	1	エステサービス	52	1	不動産貸借	46
2	商品一般	35	2	ネットゲーム	35	2	他の内職・副業	37
3	不動産貸借	25	3	商品一般	29	3	商品一般	31
	ネットゲーム	25	4	不動産貸借	23	4	ネットゲーム	30
5	他の内職・副業	23		フリーローン・サラ金	23	5	フリーローン・サラ金	24
6	フリーローン・サラ金	20	6	他の内職・副業	21	6	エステサービス	20
7	電気	18	7	電気	20	7	他の健康食品	17
8	他の健康食品	17	8	異性交際関連サービス	12	8	四輪自動車	15
9	異性交際関連サービス	13	9	四輪自動車	11	9	電気	11
10	基礎化粧品	12		役務その他サービス	11		基礎化粧品	11

1位 不動産貸借

退去時の原状回復費用やアパートの修理等の管理に関する相談が多く寄せられた。

2位 他の内職・副業

副業サイトに登録し消費者金融に借金させられた、解約したい等の相談が多く寄せられた。

3位 商品一般

身に覚えのない料金を請求される架空請求に関する相談が多く寄せられた。

4位 ネットゲーム

オンラインゲームへの高額課金に関する相談が多く寄せられた。

5位 フリーローン・サラ金

消費者金融会社や銀行等からの借金に関する相談が多く寄せられた。

※相談事例は、「4-（1）相談の多い商品・役務」、「5-（2）相談の多い商品・役務」に掲載

④60代以上に多い相談（上位10）

令和4年度 (2022年度)	件数	順位	令和5年度 (2023年度)	件数	順位	令和6年度 (2024年度)	件数
商品一般	188	1	商品一般	210	1	商品一般	232
基礎化粧品	106	2	基礎化粧品	86	2	基礎化粧品	129
工事・建築	70	3	フリーローン・サラ金	67	3	他の健康食品	110
他の健康食品	50	4	携帯電話サービス	60	4	携帯電話サービス	85
不動産賃借	44	5	他の健康食品	59	5	工事・建築	75
携帯電話サービス	44	6	工事・建築	56	6	インターネット接続回線	56
フリーローン・サラ金	38	7	頭髪用化粧品	53	7	不動産賃借	49
他の化粧品	34	8	役務その他サービス	49	8	フリーローン・サラ金	48
役務その他サービス	31	9	不動産賃借	39	9	給湯システム	46
頭髪用化粧品 他の行政サービス	各29	10	健康食品	35	10	固定電話サービス	45

1位 商品一般

身に覚えのない料金を請求される架空請求に関する相談が多く寄せられた。

2位 基礎化粧品

化粧品や美容液などの定期購入トラブルに関する相談が多く寄せられた。

3位 他の健康食品

サプリの定期購入や解約に関する相談が多く寄せられた。

4位 携帯電話サービス

携帯電話・スマートフォンの契約に関する相談等が寄せられた。

5位 工事・建築

訪問販売による瓦や塗装のリフォーム工事等に関する相談が多く寄せられた。

※相談事例は、「4-（1）相談の多い商品・役務」、「5-（2）相談の多い商品・役務」に掲載

(4) 販売購入形態

(単位：件数)

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	対前年度比
店舗購入	1,173	1,048	1,062	913	1,001	109.6%
訪問販売	253	255	190	187	260	139.0%
通信販売	1,826	1,501	1,718	1,576	1,868	118.5%
マルチ（まがい）販売	56	47	42	27	34	125.9%
電話勧誘販売	227	210	164	192	329	171.4%
ネガティブ・オプション※	35	44	47	25	23	92.0%
訪問購入	13	30	14	25	37	148.0%
その他無店舗	23	30	40	45	47	104.4%
不明・無関係	1,381	1,230	1,358	1,357	1,614	118.9%
計	4,987	4,395	4,635	4,347	5,213	119.9%

※ネガティブ・オプション

注文していないにも関わらず、商品を一方的に送りつけ、受け取った消費者に購入しなければならないものと思いつこさせて代金を支払わせることを狙った商法。

<訪問販売の商品別内訳の推移>

順位	令和4年度 (2022年度)	件数
1	工事・建築	45
2	電気	21
3	新聞	14

順位	令和5年度 (2023年度)	件数
1	工事・建築	39
2	電気	25
3	○電気設備 ○建物清掃サービス	各8

順位	令和6年度 (2024年度)	件数
1	工事・建築	51
2	給湯システム	25
3	修理サービス	20

訪問販売に係る相談は260件で、令和6年度（2024年度）も「工事・建築」に関する相談が多く、訪問販売による瓦や家屋の塗装、リフォーム工事等に関する相談が多く寄せられた。2位は「給湯システム」で、ガス給湯器の点検商法の関する相談が多く寄せられた。3位の「修理サービス」は、屋根や雨樋の修理や給湯器の修理に関する相談が寄せられた。

<電話勧誘販売の商品別内訳の推移>

順位	令和4年度 (2022年度)	件数	順位	令和5年度 (2023年度)	件数	順位	令和6年度 (2024年度)	件数
1	○インターネット接続回線 ○老人ホーム	各16	1	商品一般	19	1	インターネット接続回線	64
2	鮮魚	15	2	インターネット接続回線	18	2	商品一般	32
3	広告代理サービス	13	3	○役務その他サービス ○他の内職・副業	各13	3	役務その他サービス	24

電話勧誘販売に係る相談は329件で、令和6年度（2024年度）は「インターネット接続回線」に関する相談が多く、光回線の契約や解約等に関する相談が多く寄せられた。2位は「商品一般」で、+で始まる不審な電話に関する相談が多く寄せられた。3位の「役務その他サービス」は、パソコンのサポート契約や様々な副業のサポート契約に関する相談が多く寄せられた。

<通信販売の商品別内訳>

順位	令和4年度 (2022年度)	件数	順位	令和5年度 (2023年度)	件数	順位	令和6年度 (2024年度)	件数
1	基礎化粧品	198	1	基礎化粧品	145	1	基礎化粧品	221
2	他の健康食品	99	2	商品一般	102	2	他の健康食品	159
3	他の化粧品	65	3	他の健康食品	100	3	商品一般	104

通信販売に関する相談は1,868件で、全体の35.8%を占めている。その中でも最も多かった相談は「基礎化粧品」で、化粧品や美容液などの定期購入トラブルに関する相談が多く寄せられた。2位の「他の健康食品」は、サプリメントなどの定期購入トラブルに関する相談が多く寄せられた。3位の「商品一般」も、カードの不正利用や架空請求、当選メールなどに関する相談が多く寄せられた。

<通信販売におけるインターネット通販の割合>

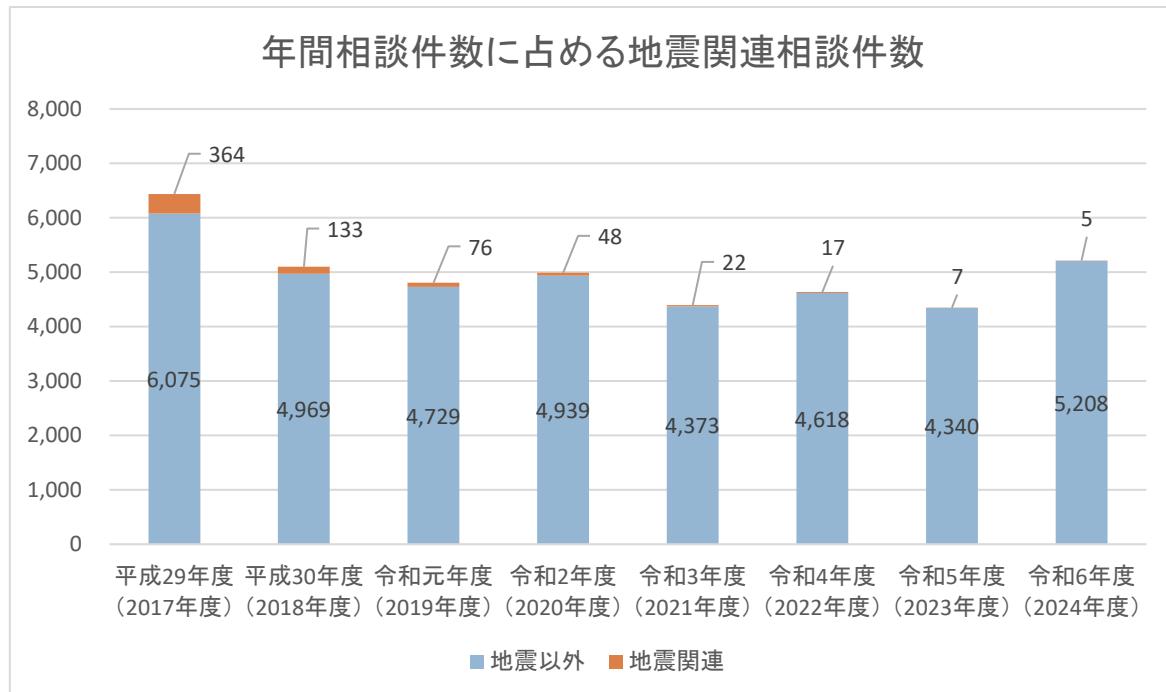
インターネット通販は前年比243件（124%）増であり、通信販売の約67.2%を占めていた。

通信販売	内訳	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	対前年度比
	インターネット通販	1,112	1,013	1,256	
	その他の通信販売	606	563	612	108.7%

5 熊本地震関連の相談について

(1) 相談件数

熊本地震関連の相談は、5件で前年度と比較すると2件減少し、相談全体の0.1%であった。



(2) 相談の多い商品・役務

順位	令和4年度	件数
1	不動産賃借	9
2	工事・建築	3
3	他の集合住宅	2
4	○フリーローン・サラ金 ○他の行政サービス ○相談その他	各1

順位	令和5年度	件数
1	不動産賃借	3
2	工事・建築	2
3	○他の戸建住宅 ○修理サービス	各1

順位	令和6年度	件数
1	工事・建築	2
2	○不動産賃借 ○インターネット接続回線 ○耐震診断サービス	各1

相談内容としては、インターネット接続回線、耐震診断サービスが新たに加わった。

1位 工事・建築

(事例)

- ・過去の地震被害で全壊した自宅を令和元年、新築した。その住宅が欠陥住宅だった。現在調停中。その件で相談したい。
- ・8年前の地震の後、住宅建設会社に屋根修理を依頼。業者と私の双方とも代金精算をし忘れていたようで、昨日、急の請求を受けた。

2位 不動産賃借

(事例)

- ・一戸建てに住んでいるが、地震の時から給湯器、水道蛇口等壊れ、修繕されないままだ。退去しようと思うが敷金等どうなるか。

2位 インターネット接続回線

(事例)

- ・借り住まい中、引っ越し先も確実に入線していると言われ光回線の契約をしたが、嘘だった。消費者契約法で取り消せるのでは？

2位 耐震診断サービス

(事例)

- ・分譲マンションに住んでいるが、地震後の耐震状況が心配。管理会社も管理組合も市の担当課も動かない。貴センターが動くべき。

～消費者問題に関する 2024 年の 10 大項目～

- 能登半島地震や度重なる豪雨など、自然災害相次ぐ
「災害便乗商法」も発生
- 紅麹を原料とするサプリによる健康被害拡大
健康被害情報の報告を義務化
- 越境消費者相談の件数が大幅増 インバウンドの回復に伴い「訪日観光客消費者ホットライン」への相談も増加
- 害虫・害獣駆除やロードサービスなどの想定外の高額請求にかかるトラブルが若い年代で増加
- サポート詐欺 高齢者のトラブルが後を絶たず
■「スキマ時間に気軽に稼げる」などとうとう副業に関する相談が増加
■「訪問購入」に関するトラブルの相談、引き続き多く寄せられる
中には犯罪まがいの事例も
- 消費生活用製品安全法等の改正 海外から直輸入販売される製品の
安全確保や子ども用の製品による事故の未然防止に対応
- 「ステマ広告規制」 措置命令相次ぐ
- 集団的消費者被害回復訴訟に関し、初の最高裁判所判決が出される
「独立行政法人 国民生活センターホームページ」より

参 考 资 料

消 費 者 基 本 法

(昭和 43 年法律第 78 号)
(改正 : 平成 24 年法律第 60 号)

第 1 章 総 则

(目的)

第 1 条 この法律は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差にかんがみ、消費者の利益の擁護及び増進に関し、消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念を定め、国、地方公共団体及び事業者の責務等を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策の推進を図り、もって国民の消費生活の安定及び向上を確保することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策（以下「消費者政策」という。）の推進は、国民の消費生活における基本的な需要が満たされ、その健全な生活環境が確保される中で、消費者の安全が確保され、商品及び役務について消費者の自主的かつ合理的な選択の機会が確保され、消費者に対し必要な情報及び教育の機会が提供され、消費者の意見が消費者政策に反映され、並びに消費者に被害が生じた場合には適切かつ迅速に救済されることが消費者の権利であることを尊重するとともに、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することを基本として行われなければならない。

- 2 消費者の自立の支援に当たっては、消費者の安全の確保等に関して事業者による適正な事業活動の確保が図られるとともに、消費者の年齢その他の特性に配慮されなければならない。
- 3 消費者政策の推進は、高度情報通信社会の進展に的確に対応することに配慮して行われなければならない。
- 4 消費者政策の推進は、消費生活における国際化の進展にかんがみ、国際的な連携を確保しつつ行われなければならない。
- 5 消費者政策の推進は、環境の保全に配慮して行われなければならない。

(国の責務)

第 3 条 国は、経済社会の発展に即応して、前条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念にのっとり、消費者政策を推進する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 4 条 地方公共団体は、第二条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その

他の基本理念にのっとり、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、当該地域の社会的、経済的状況に応じた消費者政策を推進する責務を有する。

(事業者の責務等)

第5条 事業者は、第二条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念にかんがみ、その供給する商品及び役務について、次に掲げる責務を有する。

- 一 消費者の安全及び消費者との取引における公正を確保すること。
- 二 消費者に対し必要な情報を明確かつ平易に提供すること。
- 三 消費者との取引に際して、消費者の知識、経験及び財産の状況等に配慮すること。
- 四 消費者との間に生じた苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制の整備等に努め、当該苦情を適切に処理すること。
- 五 国又は地方公共団体が実施する消費者政策に協力すること。

2 事業者は、その供給する商品及び役務に關し環境の保全に配慮するとともに、当該商品及び役務について品質等を向上させ、その事業活動に關し自らが遵守すべき基準を作成すること等により消費者の信頼を確保するよう努めなければならない。

第6条 事業者団体は、事業者の自主的な取組を尊重しつつ、事業者と消費者との間に生じた苦情の処理の体制の整備、事業者自らがその事業活動に關し遵守すべき基準の作成の支援その他の消費者の信頼を確保するための自主的な活動に努めるものとする。

第7条 消費者は、自ら進んで、その消費生活に關して、必要な知識を修得し、及び必要な情報を収集する等自主的かつ合理的に行動するよう努めなければならない。

2 消費者は、消費生活に關し、環境の保全及び知的財産権等の適正な保護に配慮するよう努めなければならない。

第8条 消費者団体は、消費生活に關する情報の収集及び提供並びに意見の表明、消費者に対する啓発及び教育、消費者の被害の防止及び救済のための活動その他の消費者の消費生活の安定及び向上を図るための健全かつ自主的な活動に努めるものとする。

(消費者基本計画)

第9条 政府は、消費者政策の計画的な推進を図るため、消費者政策の推進に關する基本的な計画（以下「消費者基本計画」という。）を定めなければならぬ。

2 消費者基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 長期的に講ずべき消費者政策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、消費者政策の計画的な推進を図るために必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、消費者基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、消費者基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、消費者基本計画の変更について準用する。
(法制上の措置等)

第10条 国は、この法律の目的を達成するため、必要な関係法令の制定又は改正を行わなければならない。

2 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な財政上の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第10条の2 政府は、毎年、国会に政府が講じた消費者施策の実施の状況に関する報告書を提出しなければならない。

第2章 基本的施策

(安全の確保)

第11条 国は、国民の消費生活における安全を確保するため、商品及び役務についての必要な基準の整備及び確保、安全を害するおそれがある商品の事業者による回収の促進、安全を害するおそれがある商品及び役務に関する情報の収集及び提供等必要な施策を講ずるものとする。

(消費者契約の適正化等)

第12条 国は、消費者と事業者との間の適正な取引を確保するため、消費者との間の契約の締結に際しての事業者による情報提供及び勧誘の適正化、公正な契約条項の確保等必要な施策を講ずるものとする。

(計量の適正化)

第13条 国は、消費者が事業者との間の取引に際し計量につき不利益をこうむることがないようにするため、商品及び役務について適正な計量の実施の確保を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(規格の適正化)

第14条 国は、商品の品質の改善及び国民の消費生活の合理化に寄与するため、商品及び役務について、適正な規格を整備し、その普及を図る等必要な施策を講ずるものとする。

2 前項の規定による規格の整備は、技術の進歩、消費生活の向上等に応じて行

うものとする。

(広告その他の表示の適正化等)

第15条 国は、消費者が商品の購入若しくは使用又は役務の利用に際しその選択等を誤ることがないようにするため、商品及び役務について、品質等に関する広告その他の表示に関する制度を整備し、虚偽又は誇大な広告その他の表示を規制する等必要な施策を講ずるものとする。

(公正自由な競争の促進等)

第16条 国は、商品及び役務について消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の拡大を図るため、公正かつ自由な競争を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、国民の消費生活において重要度の高い商品及び役務の価格等であってその形成につき決定、認可その他の国の措置が必要とされるものについては、これらの措置を講ずるに当たり、消費者に与える影響を十分に考慮するよう努めるものとする。

(啓発活動及び教育の推進)

第17条 国は、消費者の自立を支援するため、消費生活に関する知識の普及及び情報の提供等消費者に対する啓発活動を推進するとともに、消費者が生涯にわたって消費生活について学習する機会があまねく求められている状況にかんがみ、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて消費生活に関する教育を充実する等必要な施策を講ずるものとする。

2 地方公共団体は、前項の国の施策に準じて、当該地域の社会的、経済的状況に応じた施策を講ずるよう努めなければならない。

(意見の反映及び透明性の確保)

第18条 国は、適正な消費者政策の推進に資するため、消費生活に関する消費者等の意見を施策に反映し、当該施策の策定の過程の透明性を確保するための制度を整備する等必要な施策を講ずるものとする。

(苦情処理及び紛争解決の促進)

第19条 地方公共団体は、商品及び役務に関し事業者と消費者との間に生じた苦情が専門的知見に基づいて適切かつ迅速に処理されるようにするため、苦情の処理のあっせん等に努めなければならない。この場合において、都道府県は、市町村（特別区を含む。）との連携を図りつつ、主として高度の専門性又は広域の見地への配慮を必要とする苦情の処理のあっせん等を行うものとともに、多様な苦情に柔軟かつ弾力的に対応するよう努めなければならない。

2 国及び都道府県は、商品及び役務に関し事業者と消費者との間に生じた苦情が専門的知見に基づいて適切かつ迅速に処理されるようにするため、人材の確保及び資質の向上その他の必要な施策（都道府県にあっては、前項に規定する

ものを除く。) を講ずるよう努めなければならない。

3 国及び都道府県は、商品及び役務に関し事業者と消費者との間に生じた紛争が専門的知見に基づいて適切かつ迅速に解決されるようにするために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(高度情報通信社会の進展への的確な対応)

第20条 国は、消費者の年齢その他の特性に配慮しつつ、消費者と事業者との間の適正な取引の確保、消費者に対する啓発活動及び教育の推進、苦情処理及び紛争解決の促進等に当たって高度情報通信社会の進展に的確に対応するためには必要な施策を講ずるものとする。

(国際的な連携の確保)

第21条 国は、消費生活における国際化の進展に的確に対応するため、国民の消費生活における安全及び消費者と事業者との間の適正な取引の確保、苦情処理及び紛争解決の促進等に当たって国際的な連携を確保する等必要な施策を講ずるものとする。

(環境の保全への配慮)

第22条 国は、商品又は役務の品質等に関する広告その他の表示の適正化等、消費者に対する啓発活動及び教育の推進等に当たって環境の保全に配慮するためには必要な施策を講ずるものとする。

(試験、検査等の施設の整備等)

第23条 国は、消費者政策の実効を確保するため、商品の試験、検査等を行う施設を整備し、役務についての調査研究等を行うとともに、必要に応じて試験、検査、調査研究等の結果を公表する等必要な施策を講ずるものとする。

第3章 行政機関等

(行政組織の整備及び行政運営の改善)

第24条 国及び地方公共団体は、消費者施策の推進につき、総合的見地に立った行政組織の整備及び行政運営の改善に努めなければならない。

(国民生活センターの役割)

第25条 独立行政法人国民生活センターは、国及び地方公共団体の関係機関、消費者団体等と連携し、国民の消費生活に関する情報の収集及び提供、事業者と消費者との間に生じた苦情の処理のあっせん及び当該苦情に係る相談、事業者と消費者との間に生じた紛争の合意による解決、消費者からの苦情等に関する商品についての試験、検査等及び役務についての調査研究等、消費者に対する啓発及び教育等における中核的な機関として積極的な役割を果たすものとする。

(消費者団体の自主的な活動の促進)

第26条 国は、国民の消費生活の安定及び向上を図るため、消費者団体の健全かつ自主的な活動が促進されるよう必要な施策を講ずるものとする。

第4章 消費者政策会議等

(消費者政策会議)

第27条 内閣府に、消費者政策会議（以下「会議」という。）を置く。

- 2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 消費者基本計画の案を作成すること。
 - 二 前号に掲げるもののほか、消費者政策の推進に関する基本的事項の企画に関して審議するとともに、消費者政策の実施を推進し、並びにその実施の状況を検証し、評価し、及び監視すること。
- 3 会議は、次に掲げる場合には、消費者委員会の意見を聴かなければならない。
 - 一 消費者基本計画の案を作成しようとするとき。
 - 二 前項第二号の検証、評価及び監視について、それらの結果のとりまとめを行おうとするとき。

第28条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。
- 3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - 一 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十一条の二の規定により置かれた特命担当大臣
 - 二 内閣官房長官、関係行政機関の長及び内閣府設置法第九条第一項に規定する特命担当大臣（前号の特命担当大臣を除く。）及びデジタル大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者。
- 4 会議に、幹事を置く。
- 5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。
- 7 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(消費者委員会)

第29条 消費者政策の推進に関する基本的事項の調査審議については、この法律によるほか、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）第六条の定めるところにより、消費者委員会において行うものとする。

附則抄 ・・・以下省略

熊本市消費生活条例

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力等の格差に鑑み、消費者の利益の擁護及び増進に関し、消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念を定め、市及び事業者の責務並びに事業者団体、消費者及び消費者団体の役割を明らかにするとともに、市が実施する施策等について必要な事項を定めることにより、市民の消費生活の安定及び向上を図ることを目的とする。

(基本理念)

第2条 消費者の利益の擁護及び増進に関する市の施策（以下「消費者施策」という。）の推進は、市民の消費生活における基本的な需要が満たされ、その健全な生活環境が確保される中で、次に掲げる消費者の権利を尊重するとともに、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することを基本として行われなければならない。

- (1) 消費生活における安全が確保される権利
 - (2) 消費生活において、商品又は役務を適正に使用し、又は利用するための表示等により消費者の自主的かつ合理的な選択の機会が確保される権利
 - (3) 消費生活に関する必要な情報が提供される権利
 - (4) 消費生活に関する教育の機会が提供される権利
 - (5) 消費者の意見が消費者施策に反映される権利
 - (6) 消費生活において、消費者に被害が生じた場合に適切かつ迅速に救済される権利
- 2 消費者施策の推進は、消費者の年齢その他の特性に配慮して行われなければならない。
- 3 消費者施策の推進は、高度情報通信社会の進展に的確に対応することに配慮して行われなければならない。
- 4 消費者施策の推進は、環境の保全に配慮して行われなければならない。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 消費者 事業者が供給する商品又は役務を使用し、又は利用して生活する者をいう。
- (2) 事業者 商品又は役務の供給に関して商業、工業、サービス業その他の事業を行う者をいう。
- (3) 消費者団体 消費者の権利の擁護又は利益の擁護及び増進のため消費者により組織さ

れた団体をいう。

- (4) 事業者団体 事業者の共通の利益の増進のため事業者により組織された団体をいう。
- (5) 商品 消費者が消費生活を営む上で使用する物をいう。
- (6) 役務 消費者が消費生活を営む上で使用し、又は利用するもののうち、商品以外のものをいう。

(市の責務)

第4条 市は、第2条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、市民の消費生活の安定及び向上を確保するため、本市における社会的及び経済的状況に応じた消費者施策を推進する責務を有する。

2 市は、消費者の自立の支援に当たっては、消費者が健全な消費生活を営むことができるよう情報提供を行うとともに、消費生活に関し、必要な啓発活動及び教育の推進に努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念に鑑み、その供給する商品又は役務について、次に掲げる責務を有する。

- (1) 消費者の安全及び消費者との取引における公正を確保すること。
- (2) 消費者に対し必要な情報を明確かつ平易に提供すること。
- (3) 消費者との取引に際して、消費者の年齢、知識、経験、判断能力及び財産の状況等に配慮すること。
- (4) 消費者との間に生じた苦情を適切かつ迅速に処理するとともに、これに必要な体制の整備に努めること。
- (5) 市が実施する消費者施策に協力すること。

2 事業者は、その供給する商品及び役務に関し環境の保全に配慮するとともに、当該商品及び役務について品質等を向上させ、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成すること等により消費者の信頼を確保するよう努めなければならない。

(事業者団体の役割)

第6条 事業者団体は、事業者の自主的な取組を尊重しつつ、事業者と消費者との間に生じた苦情の処理の体制の整備、事業者自らがその事業活動に関し遵守すべき基準の作成の支援その他の消費者の信頼を確保するための自主的な活動に努めるものとする。

(消費者の役割)

第7条 消費者は、自ら進んで、その消費生活に関して、必要な情報を収集し、必要な知識を修得する等自主的かつ合理的に行動するよう努めなければならない。

2 消費者は、消費生活に関し、環境の保全及び著作権その他の知的財産権等の適正な保護に配慮するよう努めなければならない。

(消費者団体の役割)

第8条 消費者団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供並びに意見の表明、消費者に対する啓発及び教育、消費者の被害の防止及び救済のための活動その他の消費者の消費生活の

安定及び向上を図るための健全かつ自主的な活動に努めるものとする。

(相互理解等)

第9条 市、事業者、事業者団体、消費者及び消費者団体は、この条例の目的を達成するため、

それぞれの責務又は役割を相互に理解し、尊重し、及び協力するよう努めるものとする。

(消費者行政推進計画)

第10条 市長は、消費者施策を総合的かつ計画的に推進するため、消費者行政推進計画を策定するものとする。

2 市長は、前項の消費者行政推進計画を策定するときは、事業者、事業者団体、消費者及び消費者団体の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

第2章 消費者の安全確保

(安全の確保)

第11条 事業者は、消費者の消費生活における安全の確保のため、その供給する商品又は役務に関し、法令及び熊本県消費生活条例（昭和52年熊本県条例第51号。以下「県条例」という。）に定めのあるものほか、消費者に対する必要な情報の提供その他の被害の発生又は拡大を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(不当な取引行為の防止)

第12条 事業者は、消費者との間で行う取引に関し、法令並びに県条例及びこれに基づく規則（以下「関係法令等」という。）に定めのある事項を遵守するほか、消費者の意思を尊重し、次に掲げる行為を行わないよう努めなければならない。

- (1) 消費者が住居等への貼り紙等によりあらかじめ勧誘を拒絶する旨の意思を表示しているにもかかわらず、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- (2) 消費者が電話機等の通信機器への事業者からの着信に対し、当該機器に附属する録音その他の機能を利用して、勧誘を拒絶する旨の意思を表示したにもかかわらず、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

2 市長は、消費者からの申出等により、事業者と消費者との間で行われる取引に関する行為が前項各号に掲げる行為のいずれかに該当し、又は該当するおそれがあると認めるときは、当該事業者に対し、当該行為について、説明又は資料の提出を求め、必要な調査を行うものとする。

(実態調査)

第13条 前条第2項に定めるものほか、市長は、事業者と消費者との間で行われる取引に関する行為について、消費者に被害が発生し、又は発生するおそれがあると認めるときは、必要に応じ、その実態等について情報の収集その他の調査を行うものとする。

2 市長は、前項の調査の実施に当たっては、必要に応じ、熊本県知事に対し協力を求め、連携を図るものとする。

(指導)

第14条 市長は、第12条第2項又は前条第1項の調査を行った場合において、事業者が消費者の利益を侵害し、又は侵害しているおそれがあると認めるときは、当該事業者に対し、消費者の保護に関し、必要な指導をすることができる。

(情報提供)

第15条 市は、消費者の被害の発生及び拡大の防止のために必要があると認めるときは、事業者を特定する情報を除き、商品及び役務の取引方法及び内容に関する情報を市民に提供することができる。

2 市は、国及び熊本県が公表した、消費者に被害が発生し、又は発生するおそれがある商品及び役務の取引方法及び内容に関する情報を速やかに消費者に周知するよう努めるものとする。

第3章 消費者の自立支援

(啓発活動の推進)

第16条 市は、消費者の消費生活における自立を支援するため、消費生活に関する知識の普及及び情報の提供等の消費者に対する啓発活動を推進するものとする。

(消費生活に関する教育の推進)

第17条 市は、消費者が消費生活において自主的かつ合理的に行動ができるようにするため、消費生活に関する教育を充実する等必要な施策を推進するものとする。

(消費者団体の活動の促進)

第18条 市は、市民の消費生活の安定及び向上を図るため、消費者団体の健全かつ自主的な活動が促進されるよう必要な消費者施策を講ずるものとする。

(消費者意見の反映)

第19条 市は、消費生活に関する消費者の意見を把握し、消費者施策に反映させるよう努めるものとする。

第4章 苦情の処理等

(苦情の処理)

第20条 市長は、商品及び役務に関し事業者と消費者との間に生じた苦情が専門的知見に基づいて適切かつ迅速に処理されるようするため、苦情の処理に必要な助言、あっせん等の措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市長は、前項に規定する措置を講ずるために必要があると認めるときは、当該苦情に係る事業者その他の関係者に資料の提出又は説明を求めることができる。

(専門的な人材の確保等)

第21条 市は、前条第1項に規定する措置を講ずるため、専門的知識及び経験を有する人材

の確保及び資質の向上等に努めるものとする。

(多重債務問題改善への取組)

第22条 市は、多重債務（金銭の借受け等に起因する社会的経済的生活に著しい支障が生じる程度の重畠的又は累積的な債務をいう。以下同じ。）に係る問題の改善のため、多重債務を有する者が相談又は助言その他の支援を受けることができるよう必要な施策の推進に努めるものとする。

第5章 雜則

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成24年6月1日から施行する。

熊本市消費者センター条例

(趣旨)

第1条 この条例は、消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）第10条第2項の機関として消費者センター（以下「センター」という。）を設置するとともに、法第10条の2第1項の規定に基づきセンターの組織及び運営等に関する事項について定めるものとする。

(名称等)

第2条 センターの名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	熊本市消費者センター
位置	熊本市中央区花畠町9番1号
所管区域	本市の区域

(消費生活相談の事務を行う日及び時間)

第3条 センターにおいて法第10条の3第2項に規定する消費生活相談（以下「消費生活相談」という。）の事務を行う日及び時間は、月曜日から金曜日（熊本市の休日及び期限の特例を定める条例（平成元年条例第32号）第1条第1項第2号及び第3号に規定する日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(職員)

第4条 センターに所長及びその他必要な職員を置く。

(消費生活相談員の配置)

第5条 センターには、法第10条の3第1項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成26年法律第71号）附則第3条の規定により合格した者とみなされた者を含む。）を消費生活相談員として置くものとする。

(消費生活相談員の人材及び待遇の確保)

第6条 市長は、消費生活相談員の専門性に鑑み、その適切な人材及び待遇の確保に必要な措置を講ずるものとする。

(研修)

第7条 市長は、センターにおいて法第8条第2項各号に掲げる事務に従事する職員に対し、その資質向上のための研修の機会を確保するものとする。

(情報の安全管理)

第8条 市長は、法第8条第2項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

熊本市消費者センター事務分掌規則〔消費者センター〕

平成28年3月30日

規則第33号

改正 令和2年3月31日規則第44号

(趣旨)

第1条 この規則は、熊本市消費者センター条例（平成28年条例第21号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、熊本市消費者センター（以下「センター」という。）の事務分掌等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所管)

第2条 センターは、文化市民局の所管とする。

(令2規則44・一部改正)

(事務分掌)

第3条 センターは、消費者安全法（平成21年法律第50号）第8条第2項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事務を行う。

- (1) 消費者の保護及び消費者団体の育成に関すること。
- (2) 消費生活に係る相談及び指導に関すること。
- (3) 消費生活に係る情報の収集及び提供に関すること。
- (4) 消費生活に係る啓発に関すること。

(職員)

第4条 条例第4条に規定するその他必要な職員には、生活安全課の職員をもって充てる。

(雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日規則第44号）抄

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

熊本市消費者行政推進委員会設置要綱

制定 平成24年 6月 1日市長決裁
改正 平成27年 3月 1日農水商工局長決裁
平成28年 3月28日商工振興課長決裁
平成31年 3月20日生活安全課長決裁
令和 2年11月24日生活安全課長決裁

(設置)

第1条 本市の消費者施策を総合的かつ計画的に推進するため、熊本市消費者行政推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の役割)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について意見を述べ、交換し、懇談等を行う。

- (1) 消費者行政推進計画に関すること。
- (2) 消費者行政の運営状況に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、消費者行政の推進に必要な事項に関すること。

(委員)

第3条 委員会の委員は、11名以内とし、次に掲げる者のうちから選定する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 消費者関係団体の推薦を受けた者
- (3) 事業者団体の推薦を受けた者
- (4) 公募により選出した市民

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、その会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年以内とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員への謝礼金の支払)

第6条 懇談会の委員には、出席1回当たり10,000円の謝礼金を支払う。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 承諾書において謝礼金を受け取らない旨の意思表示がされている場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、国、県等の職員であって所属部署の業務として懇談会に参加するものから、謝礼金を受け取らない旨の意思表示があったとき。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、委員会において必要と認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第8条 会議は、公開とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、熊本市消費者センターにおいて行う。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の開催に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。

熊本市消費者行政推進庁内連絡会設置要綱

制定 平成24年10月26日副市長決裁
改正 平成25年 4月 1日商工振興課長決裁
平成28年 3月28日商工振興課長決裁
平成28年 4月 1日生活安全課長決裁
平成30年 3月28日市民局長決裁
平成31年 3月29日生活安全課長決裁
令和 2年 3月31日生活安全課長決裁
令和 5年 4月 1日生活安全課長決裁
令和 6年 4月 1日生活安全課長決裁

(設置)

第1条 熊本市における消費生活に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、庁内の関係部署との情報の一元化と連携を図るため、熊本市消費者行政推進庁内連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 連絡会の所掌事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 消費者行政推進計画の策定及び実施についての協議に関すること。
- (2) 消費者行政についての意見又は情報の交換及びその対策の協議に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、消費者行政の推進に係る連絡調整に関すること。

(構成)

第3条 連絡会は、会長、副会長及び委員をもって構成し、別表に定める職にある者をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、連絡会を代表する。

3 会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

(連絡会)

第4条 連絡会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 連絡会の庶務は、熊本市消費者センターで行う。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成24年10月26日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年 4月 1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年 4月 1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年 4月 1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年 4月 1日から施行する。

附則

この要綱は、令和 2年 4月 1日から施行する。

附則

この要綱は、令和 5年 4月 1日から施行する。

附則

この要綱は、令和 6年 4月 1日から施行する。

別表（第3条関係）

会長	文化市民局 市民生活部長
副会長	文化市民局 生活安全課長
	熊本市消費者センター所長
	政策局 国際課長
	政策局 広報課長
	政策局 危機管理課長
	文化市民局 生涯学習課長
	健康福祉局 高齢福祉課長
	健康福祉局 介護保険課長
	健康福祉局 障がい福祉課長
	健康福祉局 医療対策課長
	健康福祉局 生活衛生課長
	健康福祉局 食品保健課長
	健康福祉局 健康づくり推進課長
	こども局 保育幼稚園課長
	環境局 環境政策課長
	環境局 水保全課長
	環境局 環境総合センター所長
	環境局 廃棄物計画課長
	環境局 事業ごみ対策課長
	経済観光局 経済政策課 計量検査所長
	農水局 農業支援課長
	農水局 水産振興センター所長
	都市建設局 住宅政策課長
	教育委員会事務局 指導課長
	教育委員会事務局 健康教育課長
	教育委員会事務局 熊本市教育センター所長
	消防局 予防課長

熊本市消費者安全確保地域協議会の開催に関する要綱

制定 令和5年3月27日文化市民局長決裁
令和6年1月 4日文化市民局長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊本市消費者安全確保地域協議会（以下「協議会」という。）の開催に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 協議会は、消費者安全法（平成21年法律第50号）第11条の3第1項に規定する消費者安全確保地域協議会とし、市内の高齢者、障がい者及び認知症等により判断力が不十分となった方（以下「高齢者等」という。）の消費者被害を防ぐため、関係機関及び関係団体（以下「関係機関等」という。）と連携し、情報交換及び協議を行うことにより、高齢者等の消費者被害未然防止と消費者被害が発生した場合の早期救済を図ることを目的とする。

(協議会において意見交換等をする事項)

第3条 協議会においては、おおむね次に掲げる事項について、出席者からの意見を聴き、又は出席者との意見交換を行うものとする。

- (1) 高齢者等の見守り活動の推進に関する事項。
- (2) 構成員相互の情報交換及び連携調整を行うこと。
- (3) 高齢者等の消費者被害や必要な情報の提供を行うこと。
- (4) 見守り活動の促進及び支援に関する事項。
- (5) その他高齢者等の消費者被害の防止について必要な事項に関する事項。

(協議会の出席者)

第4条 協議会の出席者は、熊本市地域包括ケアシステム推進会議委員をもって充てる。

- 2 協議会に会長及び副会長を置き、熊本市地域包括ケアシステム推進会議の会長及び副会長をもって充てる。
- 3 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長がかけたときは、その職務を代理する。

(協議会の出席依頼)

第5条 協議会の出席者として選定した者に対しては、書面により出席依頼を行わなければならない。

- 2 前項の出席依頼には、次の事項を明示するものとする。

- (1) 協議会の予定開催回数及び予定開催時期

(2) 意見聴取等を予定している事項

(3) 秘密と指定された事項がある場合の守秘義務

3 出席者から出席依頼への承諾を受けるときは、次に掲げる事項を含む承諾書の提出を求めなければならない。

(1) 承諾する旨の表記

(2) 記名

(協議会の開催通知)

第6条 協議会を開催するときは、あらかじめ、出席者に対し、開催日時及び場所を書面で通知しなければならない。ただし、出席者からの希望がある場合は、電子メールその他書面によらない方法により通知することができる。

(協議会の公開)

第7条 協議会は、公開により行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、公開によらず協議会を行うことができる。

(1) 熊本市情報公開条例（平成10年条例第33号）第7条各号に掲げる情報を含む事項について意見聴取等をする場合

(2) 公開することにより出席者若しくは第三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがある場合

(3) 公開することにより出席者からの率直な意見の表明や出席者との率直な意見交換が損なわれるおそれがある場合

(4) その他文化市民局長が特に必要と認める場合

3 協議会の傍聴の手続、傍聴人の遵守事項その他の傍聴について必要な事項は、別に定める。

(会議録の公表)

第8条 協議会を開催したときは、次に掲げる事項を記載した会議録を作成し、市ホームページで公表するものとする。

(1) 開催年月日

(2) 開催場所

(3) 出席者

(4) 会議次第

(5) 聽取した意見等の要旨

2 前条第2項の規定により公開によらず協議会を開催したときは、その公開としなかった理由を勘案の上、前項第5号に掲げる事項の内容の全部又は一部を会議録に記載しないことができる。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の開催に関し必要な事項は、別に

定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年1月4日から施行する。